

浦 臼 町 地 域 防 災 計 画

《 資 料 編 》

令和4年3月

浦 臼 町 防 災 会 議

目次

1 防災組織	1
資料 1－1 町防災会議組織図	1
資料 1－2 災害対策本部組織	2
1 組織図	2
2 部班の編成内容	3
資料 1－3 災害対策本部所掌業務	4
1 総務対策部	4
2 町民環境対策部	6
3 保健福祉対策部	7
4 土木経済対策部	8
5 文教対策部	10
資料 1－4 本部の標識	12
資料 1－5 本部の腕章	13
資料 1－6 本部自動車の標識	14
資料 1－7 現地災害対策本部組織図	15
資料 1－8 関係機関連絡先	16
2 消防	17
資料 2－1 砂川地区広域消防組合消防組織図	17
資料 2－2 消防車両の状況	18
資料 2－3 救助用機器	19
資料 2－4 山火事用資器材	20
3 災害履歴・気象等	21
資料 3－1 災害記録	21
資料 3－2 警報・注意報発表基準一覧	23
4 災害危険箇所	25
資料 4－1 水害危険区域	25
1 洪水浸水想定区域	25
2 ため池浸水範囲	25
資料 4－2 土砂災害（特別）警戒区域	26
1 土石流	26
2 急傾斜地の崩壊	26
3 土砂災害（特別）警戒区域位置図	26
資料 4－3 山地災害危険地区	27
1 山腹崩壊危険地区一覧	27
2 崩壊土砂流出危険地区一覧	27
3 山地災害危険地区位置図	28

資料 4－4	危険物取扱所等	29
5	避難関連施設	31
資料 5－1	指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所	31
1	指定緊急避難場所・指定避難所	31
2	福祉避難所	31
3	位置図	32
資料 5－2	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	33
6	輸送・医療等	35
資料 6－1	ヘリコプターの離着陸可能地	35
資料 6－2	町内の医療機関	36
資料 6－3	火葬施設	37
7	条例・規程	39
資料 7－1	浦臼町防災会議条例	39
資料 7－2	浦臼町防災会議運営規程	41
資料 7－3	浦臼町防災会議情報連絡部規程	42
資料 7－4	浦臼町災害対策本部条例	43
資料 7－5	浦臼町災害対策本部運営規程	44
8	要領・要綱等	45
資料 8－1	浦臼町災害備蓄品整備計画	45
資料 8－2	災害情報等報告取扱要領	47
資料 8－3	火災・災害等即報要領	58
資料 8－4	避難情報の発令基準	74
1	避難情報の発令の考え方	74
2	洪水予報河川における避難情報の発令基準	75
3	その他河川等における避難情報の発令基準	76
4	土砂災害における避難情報の発令基準	76
5	地震における避難情報の発令基準	79
資料 8－5	事業別国庫負担等一覧	80
9	協定	85
資料 9－1	各種協定	85
1	自治体間等相互応援協定	87
2	民間団体との協力協定	100
様式		151
様式 1	気象情報受領票	151
様式 2	避難所収容台帳	152
様式 3	避難所用物品受払簿	153
様式 4	避難所設置及び収容状況	154
様式 5	公用令書等（別表第 1 号～第 6 号様式）	155

様式 6	自衛隊災害派遣要請の依頼について	159
様式 7	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	161
様式 8	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	162
様式 9	救急患者の緊急搬送情報伝達票	163
様式10	救急状況調書	164
様式11	記録集計表	165
様式12	世帯構成員別被害状況	166
様式13	物資購入（配分）計画表	167
様式14	物資受払簿	168
様式15	物資供給及び受領簿	169
様式16	応急仮設住宅台帳	170
様式17	住宅応急修理記録簿	171

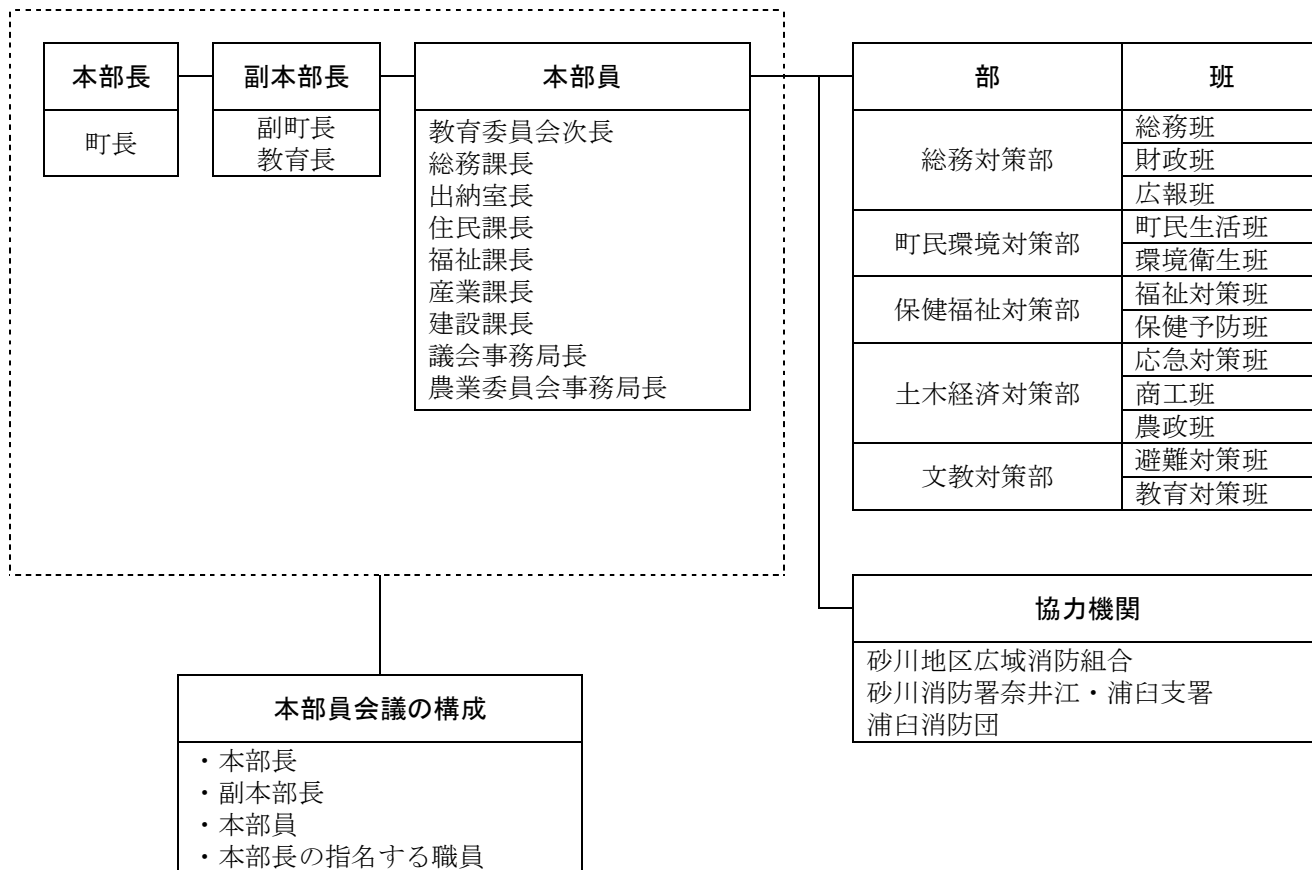
1 防災組織

資料 1 - 1 町防災会議組織図



資料1-2 災害対策本部組織

1 組織図



2 部班の編成内容

部	対策部長 (対策副部長)	班	班長 (副班長)	班に属する職員の所属先
総務 対策部	総務課長 会計管理者 (総務課主幹)	総務班	交通防災係長 (庶務係長)	交通防災係 庶務係
		財政班	財政係長 (財政係主査)	出納係 財政係
		広報班	企画係長 (企画係主査)	企画係
町民環境 対策部	住民課長 (住民課主幹)	町民生活班	住民係長 (税務係長)	住民係 税務係
		環境衛生班	生活係長 (生活係主査)	生活係
保健福祉 対策部	福祉課長 (福祉課主幹)	福祉対策班	介護福祉係長 (介護福祉係主査)	介護福祉係
		保健予防班	保健指導係長 (子育て支援係長)	保健指導係 子育て支援係
土木経済 対策部	農業委員会事務局長 産業課長 建設課長 (産業課主幹) (建設課主幹) (建設課技術長)	応急対策班	管理係長 (技術係長)	管理係 技術係
		商工班	商工観光係長 (商工観光係主査)	商工観光係
		農政班	農政係長 (農業委員会農地係長)	農政係 農業委員会事務局
文教 対策部	議会事務局長 教育委員会事務局長 (教育委員会事務局主幹)	避難対策班	社会教育係長 (社会教育係主査)	社会教育係 議会事務局
		文教対策班	学務係長 (学務係主査)	学務係

資料1-3 災害対策本部所掌業務

1 総務対策部

1-1 総務班

業務	業務内容
気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関する事 こと。	(1) 気象庁から発表される気象・地象・水象に関する警報・予報等の受理に関する事。 (2) 気象庁が提供する大雨警報・洪水警報の危険度分布の監視に関する事。 (3) 雨量・水位等に関する情報の収集に関する事。 (4) 本部員会議（構成員）に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達に関する事。 (5) 職員に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達に関する事。 (6) 町民に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達に関する事。
本部員会議に関する事。	(1) 町長との連絡調整に関する事。 (2) 本部員会議構成員の招集に関する事。 (3) 本部員会議の庶務に関する事。
災害対策本部の設置及び廃止に関する事。	(1) 砂川地区広域消防組合消防長との連絡調整に関する事。 (2) 災害対策本部設置に必要な資機材の確保に関する事。 (3) 災害対策本部設置場所の設営に関する事。 (4) 道（空知総合振興局）及び関係機関へ災害対策本部設置の通報に関する事。 (5) 道（空知総合振興局）及び関係機関へ災害対策本部の廃止の報告に関する事。
災害時における職員の動員に関する事。	(1) 職員に対し、招集に関する情報の伝達に関する事。 (2) 参集状況に関する事。
災害対策本部の非常配備体制に関する事。	(1) 職員の非常配備体制の調整に関する事。
災害対策本部の庶務に関する事。	(1) 本部設置の準備に関する事。 (2) 最新の気象情報等の確認に関する事。 (3) 避難誘導の総括に関する事。 (4) 開設する避難場所の決定に関する事。 (5) 避難場所運営の総括に関する事。 (6) 町内会連合会との連絡調整に関する事。 (7) 自主防災組織との連絡調整に関する事。 (8) 災害情報の収集に関する事。 (9) 災害情報の整理（集計）に関する事。 (10) 被害状況の収集に関する事。 (11) 被害状況の整理（集計）に関する事。 (12) 国や道に対する被害状況報告に関する事。
防災会議に関する事。	(1) 防災会議との連絡調整に関する事。
災害時における通信機器の確保に関する事。	(1) 通信設備の機能確認に関する事。 (2) 通信設備の通信途絶時等の措置に関する事。 (3) 通信設備の確保に関する事。
防災関係機関との連絡調整に関する事。	(1) 防災関係機関との連絡調整に関する事。
災害に係わる他自治体との連絡調整に関する事。	(1) 災害に係わる他自治体との連絡調整に関する事。

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関すること。	(1) 避難指示等の判断に対する国等の機関への助言の要求に関すること。 (2) 避難指示等の伝達に必要な通信設備の確保に関すること。 (3) 避難指示等の伝達の実施（総括）に関すること。 (4) 町内会に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。 (5) 避難指示等の発令の実施報告（道）に関すること。 (6) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。
自衛隊の災害派遣要請に関すること。	(1) 自衛隊の派遣要請の判断に関すること。 (2) 自衛隊の派遣要請手続きに関すること。 (3) 自衛隊の受入れ準備に関すること。
本部員会議に関すること。	(1) 災害情報及び災害状況の分析に関すること。
災害時における職員の動員に関すること。	(1) 職員の安否に関すること。 (2) 職員の健康管理に関すること。
非常用発電機等の確保に関すること。	(1) 非常用発電機等の確保に関すること。
災害救助法に基づく申請事務に関すること。	(1) 災害救助法に基づく申請事務に関すること。
国や道に対する要請及び報告に関すること。	(1) 国、道や他の市町村に対する災害応急対策活動の対する応援要請に関すること。
災害時の車両の確保及び配車計画に関すること。	(1) 災害時の車両の確保及び配車計画に関すること。
災害時輸送に関すること。	(1) 災害時輸送に関すること。
庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。	(1) 庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。
災害に係わる職員の公務災害補償に関すること。	(1) 災害に係わる職員の公務災害補償に関すること。
災害に係わる派遣職員の給与等の決定及び支給に関すること。	(1) 災害に係わる派遣職員の給与等の決定及び支給に関すること。

1-2 財政班

業務	業務内容
町有財産の被害調査に関すること。	(1) 晩生内コミセン・鶴沼改善センター・ふれあいの家の管理及び被害調査に関すること。
災害関係の予算措置等財務に関すること。	(1) 避難所立ち上げ経費及び応急出動に対する予算措置に関すること。
町有財産の被害調査に関すること。	(1) 町有財産の被害調査に関すること。
町有財産の緊急使用に関すること。	(1) 町有財産の緊急使用に関すること。 (2) 晩生内コミセン・鶴沼改善センター・ふれあいの家の開放・管理人との連絡調整に関すること。 (3) 普通財産（建物）の被害調査に関すること。
災害に係わる中央関係機関との連絡調整に関すること。	(1) 災害に係わる中央関係機関との連絡調整に関すること。
災害関係の予算措置等財務に関すること。	(1) 災害関係の予算措置等財務に関すること。
災害に係わる経費の経理に関すること。	(1) 災害に係わる経費の経理に関すること。
災害応急対策労務者の賃金に関すること。	(1) 災害応急対策労務者の賃金に関すること。 (2) 関係金融機関との連絡調整に関すること。
災害義援金に関すること。	(1) 災害義援金に関すること。 (2) 義援金受付の口座開設・情報発信に関すること。

1-3 広報班

業務	業務内容
災害に係わる広報に関すること。	(1) 広報手段の確保に関すること。(広報車) (2) 広報手段の確保に関すること。(インターネット回線) (3) 広報手段の確保に関すること。(ホームページ・SNS) (4) 広報手段の確保に関すること。(防災無線) (5) 広報内容の調整に関すること。(避難場所・避難所開設) (6) 広報内容の調整に関すること。(被災状況) (7) 住民に対する広報の実施に関すること。(広報車) (8) 住民に対する広報の実施に関すること。(ホームページ・SNS) (9) 住民に対する広報の実施に関すること。(防災無線) (10) 住民に対する広報の実施に関すること。(避難所) (11) 職員に対する災害情報及び被害状況の周知に関すること。(グループウェア) (12) 職員に対する災害情報及び被害状況の周知に関すること。(スマホ等メール・SNS) (13) 広報内容の調整に関すること。(安否確認) (14) 広報内容の調整に関すること。(施設・公共交通・道路・電気・上下水・燃料) (15) 報道機関との連絡調整に関すること。(被災状況・対応策等プレスリリース) (16) 報道機関との連絡調整に関すること。(取材対応・ルール周知) (17) 広報内容の調整に関すること。(二次災害防止) (18) 広報手段の確保に関すること。(紙面配布) (19) 広報内容の調整に関すること。(復旧状況) (20) 広報誌の発行の準備に関すること。(緊急配布紙面) (21) 住民に対する広報の実施に関すること。(紙面配布)
総合的な災害記録の作成及び災害統計に関すること。	(1) 災害記録の作成に必要な資料の収集に関すること。 (2) 災害記録の作成に関すること。
所管施設の被害調査に関すること。	(1) 移住生活体験住宅及び利用者への調査・対応に関すること。
災害見舞者及び視察者の応対に関すること。	(1) 国・道・町議会議員、その他市町村等の日程調整等に関すること。

2 町民環境対策部

2-1 町民生活班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関すること。	(1) 認定こども園の被害状況確認(園児及び施設)に関すること。 (2) 忠霊塔の被害状況確認に関すること。 (3) 役場庁舎の被害状況確認に関すること。
被災者の炊出しに関すること。	(1) 炊き出し場所の選択、炊事、配給に関すること。
事務の調整に関すること。	(1) 事務の調整に関すること。 (2) 各職員の担当業務の確認、調整に関すること。
被災者の相談及び苦情に関すること。	(1) 苦情対応、適切な相談窓口の引継ぎに関すること。

業務	業務内容
り災証明に関すること。	(1) 被害状況の把握及び住民基本台帳データとの紐付けに関すること。 (2) 被害状況の把握及び固定資産データとの紐づけに関すること。
町税の納税猶予に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、猶予の可否判断に関すること。
町民税の減免に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、減免の可否判断に関すること。
固定資産税減免に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、減免の可否判断に関すること。
国民健康保険料等の減免及び徴収猶予の総合調整に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、減免及び徴収猶予の可否判断に関すること。

2-1 環境衛生班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関すること。	(1) 町立診療所・歯科診療所に関すること。 (2) 一般廃棄物最終処分場に関すること。
災害救助に関すること。	(1) 災害救助に関すること。
被災地における防疫の実施に関すること。	(1) ごみ処理施設及びし尿処理施設の処理能力の調整・確認に関すること。 (2) 仮設トイレの設置に関すること。
遺体の収容及び埋葬に関すること。	(1) 遺体の収容及び埋葬に関すること。
避難場所の防疫指導に関すること。	(1) 避難場所の防疫指導・実施に関すること。
日赤救助活動との連絡調整に関すること。	(1) 日赤との連絡調整に関すること。
災害時における住民組織その他民間団体との協力体制に係わること。	(1) 災害時における住民組織その他民間団体との協力体制に係わること。
災害に係わる廃棄物処理に関すること。	(1) 廃棄物処理の実施に関すること。
家庭動物対策に関すること。	(1) 家庭動物の保護及び収容に関する業務に関すること。

3 保健福祉対策部

3-1 福祉対策班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関すること。	(1) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。
所管施設の被害調査に関すること。	(1) 所管施設の被害調査に関すること。
避難行動要支援者の避難行動支援に関すること。	(1) 避難支援等関係者との連絡調整に関すること。 (2) 避難行動支援の実施（総括）に関すること。
防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。	(1) 防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
被災者に対する各種福祉資金の貸付けに関すること。	(1) 被災者に対する各種福祉資金の貸付けに関すること。

3-2 保健予防班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関すること。	(1) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。
感染症の予防に関すること。	(1) 感染症の予防に関すること。
医療救護所の設置に関すること。	(1) 医療救護所の設置に関すること。
関係医療機関との連絡調整及び支援の要請に関すること。	(1) 関係医療機関との連絡調整及び支援の要請に関すること。
医薬品や医療資機材の確保に関すること。	(1) 医薬品や医療資機材の確保に関すること。
救急医療及び助産に関すること。	(1) 救急医療及び助産に関すること。
被災者に対する保健指導及び衛生指導に関すること。	(1) 被災者に対する保健指導及び衛生指導に関すること。

4 土木経済対策部

4-1 応急対策班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関すること。	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の被害調査に関すること。 (2) 公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査に関すること。 (3) 上水道施設の被害調査に関すること。 (4) 下水道施設の被害調査に関すること。
危険区域の巡視に関すること。	(1) 巡視活動体制の確保に関すること。 (2) 巡視活動に必要な資料・資機材等の確保に関すること。
緊急輸送路の確保に関すること。	(1) 警察・道路管理者との連絡調整に関すること。 (2) 交通規制の実施に必要な人員の確保に関すること。 (3) 輸送路の確保に関すること。 (4) 緊急通行車両の手続きに関すること。
関係機関との連絡調整に関すること。	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等に係る関係機関との連絡調整に関すること。（国、北海道） (2) 公共施設（建築物）、公営住宅に係る関係機関との連絡調整に関すること。（施設管理所管、北海道） (3) 上水道施設に係る関係機関との連絡調整に関すること。（西空知広域水道企業団） (4) 下水道施設に係る関係機関との連絡調整に関すること。（北海道、石狩川流域下水道組合）
所管施設の緊急点検及び調査に関すること。	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の緊急点検及び調査に関すること。 (2) 公共施設（建築物）、町営住宅の緊急点検及び調査に関すること。 (3) 上水道施設の緊急点検及び調査に関すること。 (4) 下水道施設の緊急点検及び調査に関すること。
所管施設の緊急措置（被害がある場合）に関すること。	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の緊急措置に関すること。 (2) 公共施設（建築物）、公営住宅の緊急措置に関すること。 (3) 上水道施設の緊急措置に関すること。 (4) 下水道施設の緊急措置に関すること。
データ類の保護に関すること。	(1) 台帳類やバックアップ媒体の損傷等に関すること。
障害物の除去に関すること。	(1) 土地、工作物等の一時使用・除却に関すること。 (2) 応急措置の実施に支障となるものの除去に関すること。 (3) 放置車両の除去に関すること。
災害時の広報活動に関すること。	(1) 災害時の広報活動に関すること。

業務	業務内容
災害時の飲料水の非常給水に関する こと。	(1) 災害時の飲料水の非常給水に関する こと。
災害時の生活用水の確保に関する こと。	(1) 災害時の生活用水の確保に関する こと。
災害時の資機材に関する こと。	(1) 災害時の資機材に関する こと。
災害時における除雪対策に関する こと。	(1) 災害時における除雪対策に関する こと。
所管施設の応急復旧対策に関する こと。	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の 応急復旧対策に関する こと。 (2) 公共施設（建築物）、公営住宅の 応急復旧対策に関する こと。 (3) 上水道施設の応急復旧対策に関する こと。 (4) 下水道施設の応急復旧対策に関する こと。
応急資機材等の調達及び配分に関 すること。	(1) 応急資機材等の調達及び配分に関 すること。
災害時の建築用資機材の需給計画 に関する こと。	(1) 災害時の建築用資機材の需給計画 に関する こと。
被災地の住宅の応急修理に関する こと。	(1) 被災地の住宅の応急修理に関する こと。
建築物の応急危険度判定及び応急 対策に関する こと。	(1) り災者数及び世帯数に関する情報 の収集・整理に関する こと。 (2) 被災地危険度判定業務の実施に関 する こと。 (3) 被災地危険度判定業務の実施体制 の確保に関する こと。
被災地における建築指導に関する こと。	(1) 被災地における建築指導に関 する こと。
応急仮設住宅の設置に関する こと。	(1) 周辺市町村及び道の公営住宅の 空き家状況の情報の収集に関 する こと。 (2) 応急仮設住宅の建設候補地の選定 に関する こと。 (3) 応急仮設住宅の着工に関する こと。 (4) 応急仮設住宅に入居を希望する 人のうち、配慮が必要な人の 配慮内容、人数の確認に関する こと。
被災住宅融資に関する こと。	(1) 被災住宅融資に関する こと。

4-2 商工班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する こと。	(1) 所管施設に対する避難指示等の 伝達の実施に関する こと。
被災した商工業者の救援対策に関 する こと。	(1) 被災した商工業者の救援対策に 関する こと。
食料の調達及び供給に関する こと。	(1) 食料の調達及び供給に関する こと。
所管施設の被害調査に関する こと。	(1) 所管施設の被害調査に関する こと。
商工業関係の被害調査に関する こと。	(1) 商工業関係の被害調査に関する こと。
衣料、生活必需品等の物資の調達 及び供給に関する こと。	(1) 衣料、生活必需品等の物資の 調達及び供給に関する こと。
石油類燃料の確保に関する こと。	(1) 石油類燃料の確保に関する こと。
救援物資の受入れ及び配分に関 する こと。	(1) 救援物資の受入れ及び配分に関 する こと。
災害応急対策の労務者の供給に関 する こと。	(1) 災害応急対策の労務者の供給に 関する こと。

4-3 農政班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する事	(1) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関する事。
所管施設の被害調査に関する事	(1) 所管施設の被害調査に関する事。
被災農家の援護対策に関する事	(1) 被災農家の援護対策に関する事。
林野火災に関する事	(1) 林野火災に関する事。 (2) 火災時には早急に対応できるように運営の実施に関する事。
農林業関係の被害調査に関する事	(1) 農林業関係の被害調査に関する事。 (2) 農用地等の被害調査及び災害対策に関する事。
農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事	(1) 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事。 (2) 被災農家の復旧に向けた相談等に関する事。
家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関する事	(1) 家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関する事。
家畜の防疫に関する事	(1) 家畜の防疫に関する事。
家畜飼料の確保に関する事	(1) 家畜飼料の確保に関する事。
死亡獣畜の処理に関する事	(1) 死亡獣畜の処理に関する事。 (2) 伝染病予防のための初期対応に関する事。
被害農作物の病虫害防除に関する事	(1) 被害農作物の病虫害防除に関する事。 (2) 災害による病虫害被害への防疫に関する事。

5 文教対策部

5-1 避難対策班

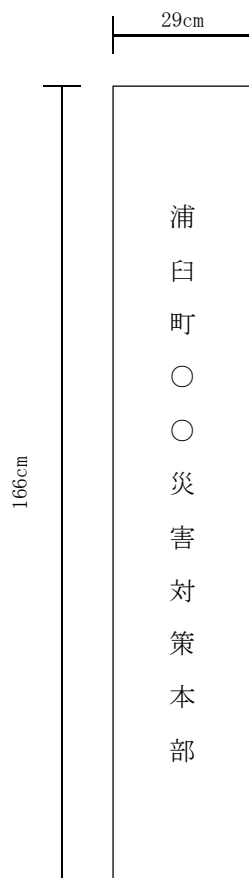
業務	業務内容
所管施設の被害調査に関する事	(1) 社会教育・体育施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 議事堂、会議室の被害状況の調査に関する事。
避難者の避難誘導に関する事	(1) 避難者の避難誘導に関する事。 (2) 避難者誘導体制の確保に関する事。
行方不明者の把握に関する事	(1) 行方不明者の把握に関する事。 (2) 行方不明者の活動体制の確保に関する事。
避難者の移送手段の確保及び調整に関する事	(1) 避難者の移送手段の確保及び調整に関する事。 (2) 移送手段の体制の確保に関する事。
避難場所の開設及び管理運営に関する事	(1) 避難場所の被害状況の確認に関する事。 (2) 避難場所の開設に関する事。 (3) 避難場所への連絡員の派遣に関する事。 (4) 避難場所の管理運営に関する事。
避難場所の記録及び報告に関する事	(1) 避難場所の記録及び報告に関する事。
災害対策本部の連絡調整に関する事	(1) 災害対策本部の連絡調整に関する事。 (2) 災害対策本部への状況確認に関する事。
文化財の保護及び応急対策に関する事	(1) 文化財の保護及び応急対策に関する事。

5-2 文教対策班

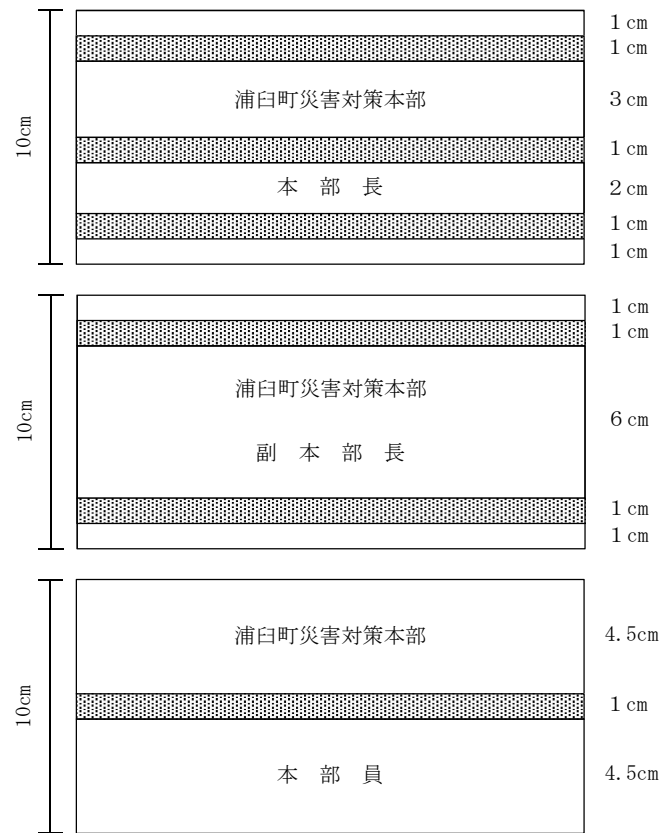
業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する事	(1) 所管施設に対する避難等の伝達の実施に関する事。

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関する こと。	(1) 学校施設等の被害調査に関する こと。
文教施設の被害調査及び応急対策 に関すること。	(1) 学校施設の被害調査及び応援の要請に関する こと。
児童生徒の避難誘導及び輸送に関 すること。	(1) 避難誘導体制の確保、避難誘導の実施、輸送手段の調整、輸 送路の確保に関する こと。
避難場所の開設の支援に関する こと。	(1) 避難スペース等の確保（備品の準備）に関する こと。 (2) 避難者の受入れに必要な備品の準備に関する こと。 (3) 特別な配慮が必要な人への対策に関する こと。 (4) 生活環境の整備（トイレ・通路・間仕切り）の確保に関する こと。
学校等との連絡調整に関する こと。	(1) 学校等との連絡調整に関する こと。
教職員の確保に関する こと。	(1) 教職員の確保に関する こと。
給食の供給に関する こと。	(1) 非常食提供及び物資等の供給に関する こと。
避難場所の開設の支援に関する こと。	(1) 物資等の供給に関する こと。 (2) 避難実施状況の収集・記録の作成・報告に関する こと。
学校施設の衛生管理に関する こと。	(1) 衛生状況の確認に関する こと。
応急教育に関する こと。	(1) 応急教育施設の確保に関する こと。 (2) 応急教育への対策検討に関する こと。 (3) 応急教育に必要な資材等の準備に関する こと。
学用品の調達及び支給に関する こと。	(1) 学用品等の調達・供給に関する こと。
教育関係義援金の受付け及び配 分に関する こと。	(1) 教育関係義援金の受付け及び配分に関する こと。

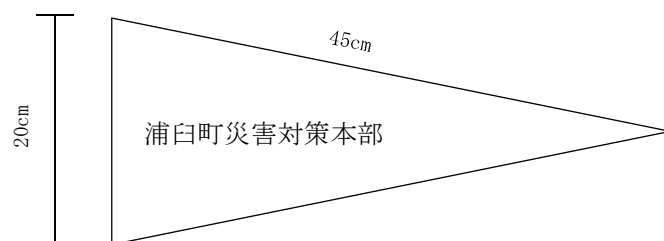
資料 1－4 本部の標識



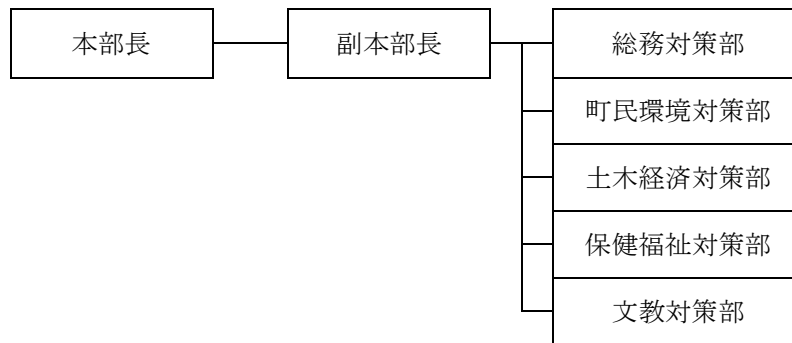
資料 1－5 本部の腕章



資料 1－6 本部自動車の標識



資料 1－7 現地災害対策本部組織図

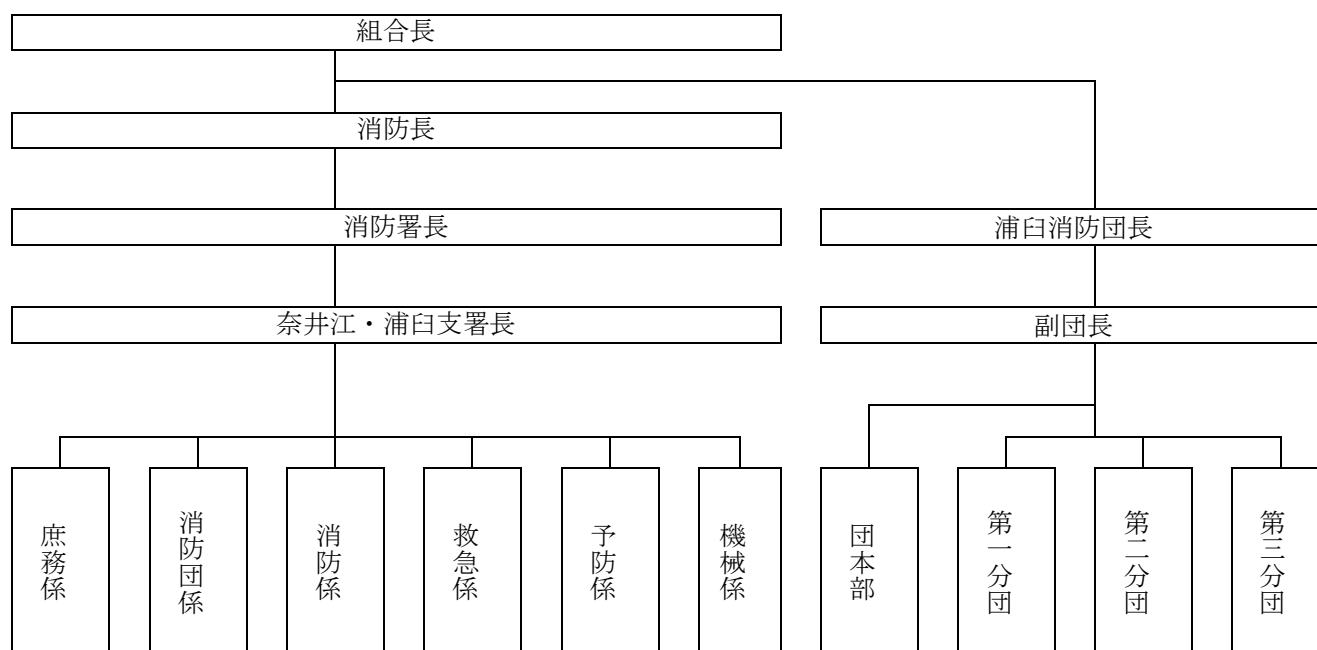


資料 1－8 関係機関連絡先

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0033
札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町 2 丁目 1 番 31 号	0125-22-4147
札幌開発建設部 滝川河川事務所	新十津川町字中央 89 番地	0125-76-2211
札幌建設管理部 滝川出張所	滝川市流通団地 3 丁目 1 番 5 号	0125-22-3434
東日本電信電話（株） 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番地 4 NTT大通 4 丁目ビル	011-212-4488
北海道警察 札幌方面滝川警察署	滝川市緑町 1 丁目 1 番 12 号	0125-24-0110

2 消防

資料 2 - 1 砂川地区広域消防組合消防組織図



資料 2-2 消防車両の状況

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

区分 所属	大型 水槽車	ポン プ車	救急 車	広報 車	資機 材車	小型動力 ポンプ	タン ク車
奈井江・浦臼支署	1 台		2 台	2 台	1 台		1 台
第 1 分団		1 台					1 台
第 2 分団		1 台				1 台	
第 3 分団		1 台				1 台	
計	1 台	3 台	2 台	2 台	1 台	2 台	2 台

資料 2-3 救助用機器

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

区分	数量
空気呼吸器	6 基
救助器具 エンジンカッター チェーンソー	1 式

資料 2-4 山火事用資器材

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

区分	数量
ジェットシューター	5 台
簡易水槽	1 基

3 災害履歴・気象等

資料3-1 災害記録

災害発生年月	災害の種類	被害
明治31年9月	水害	収穫皆無 収穫物の被害 80% 家屋の流失又は倒壊 7戸 牛又は馬の流失 あり
大正2年8月	冷害	全道的大凶作
大正11年8月	水害	家屋被害 178戸
大正15年5月	大火	全焼 36戸
大正15年8月	冷害	全道的大凶作
昭和6年8月	冷害	低温日照不足による全道の凶作
昭和7年9月	冷害	前年に引き続き全村的凶作
昭和7年8月16日 から 9月10日	水害	家屋の被害 678戸 田畑の冠水あり
昭和9年9月	冷害	低温日照不足による全道の凶作
昭和10年9月	冷害	低温日照不足による全道の凶作
昭和16年8月	冷害	低温日照不足による全道の凶作
昭和20年8月	冷害	全道の凶作
昭和28年8月	石狩川上流地帯における 豪雨及び冷害	田畑の浸冠水により大きな被害 全道的に冷害
昭和29年9月	洞爺丸台風（台風第15号）に よる被害	全壊、半壊家屋 多数 農作物にも大きな被害
昭和30年7月	水害	周辺町村に比較して被害が少なかった
昭和31年4月	冷害	低温、多雨、日照不足のためにより農作物に被害 平均反収 2俵半
昭和36年7月	水害	田畑の冠水
昭和37年8月	水害	田畑の浸冠水 1,500ha
昭和39年	冷害	低温日照不足による全道の凶作 減収率50% 被害面積 5,138ha
昭和46年	冷害	冷害凶作
昭和50年9月	水害	一部地帯は農作物に甚大な被害
昭和56年8月3日 8月6日	水害	被害家屋 252戸 田、畑に被害
昭和58年6月	冷害	河川、田、畑に被害
昭和62年9月	冷害	低温、風害、日照不足により農作物に被害
平成15年5月 から 9月	冷害	低温、日照不足により農作物に被害
平成16年9月	台風第18号による被害	田、畑に被害 975.3ha
平成22年8月	豪雨	河川、道路、田に被害
平成23年8月	豪雨	田に被害
平成24年9月	豪雨	田に被害
平成26年8月	豪雨	田に被害
平成27年8月	豪雨	河川、道路、田、畑に被害
平成27年10月2日	暴風	倒木
平成27年10月8日 から 9日	暴風	倒木、ハウスピーネル破損、家屋屋根トタン剥がれ
平成28年8月16日 から 18日	台風第7号	道路、田に被害
平成28年8月20日 から 24日	台風第9号、台風第11号	河川、道路、田、畑に被害。田冠水約3,000ha
平成29年7月	豪雨	畑に被害

災害発生年月	災害の種類	被害
平成29年 9 月	豪雨	畑に被害
平成30年 7 月	豪雨	田に被害
平成30年 8 月	豪雨	田に被害
平成30年 9 月 4 日	台風第21号	倒木、バス停倒壊、家屋屋根トタン剥がれ
平成30年 9 月 6 日	停電（平成30年北海道胆振東部地震）	町内全域において停電 （9 月 7 日23:00頃町内全域復旧）
令和元年 8 月 9 日	豪雨 （台風第 8 号からの熱帯低気圧）	田に被害
令和元年 8 月17日	豪雨 （台風第10号からの熱帯低気圧）	田に被害
令和 2 年 8 月	暴風	ハウスビニール破損、家屋屋根トタン剥がれ

資料3-2 警報・注意報発表基準一覧

令和3年6月8日現在
発表官署 札幌管区気象台

浦臼町	府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	空知地方	
	市町村等をまとめた地域	中空知	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 146
	洪水	流域雨量指数基準	札の内川流域=7.7, 浦臼内川流域=6.9, 黄臼内川流域=7, 於札内川流域=8.8, 滝田川流域=4.5
		複合基準*1	—
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [奈井江大橋]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	86
	洪水	流域雨量指数基準	札の内川流域=6.1, 浦臼内川流域=5.5, 黄臼内川流域=5.6, 於札内川流域=7, 滝田川流域=3.6
		複合基準*1	—
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流 [奈井江大橋・月形]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70mm以上: 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	5月～10月: (平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月: (最低気温) 平年より8℃以上低い	
	霜	最低気温3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

4 災害危険箇所

資料4-1 水害危険区域

1 洪水浸水想定区域

水系名	河川名	所管	図面等
石狩川	石狩川下流	北海道開発局 札幌開発建設部	札幌開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/gburoi00000080tw.html
石狩川	徳富川	北海道開発局 札幌開発建設部	札幌開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/gburoi0000000437.html

2 ため池浸水範囲

ため池名	所管	図面等
渡辺・西島貯水池	北海道 農政部	うらうす防災ハンドブック（2018年4月保存版） P. 28～33 https://www.town.urausu.hokkaido.jp/bousai/files/201804_bousai-handbook_28-33.pdf
晩東貯水池※	北海道 農政部	
岩村貯水池※	北海道 農政部	

※ 晩東貯水池及び岩村貯水池は、防災重点農業用ため池に指定されている（令和3年3月31日現在）

資料4-2 土砂災害（特別）警戒区域

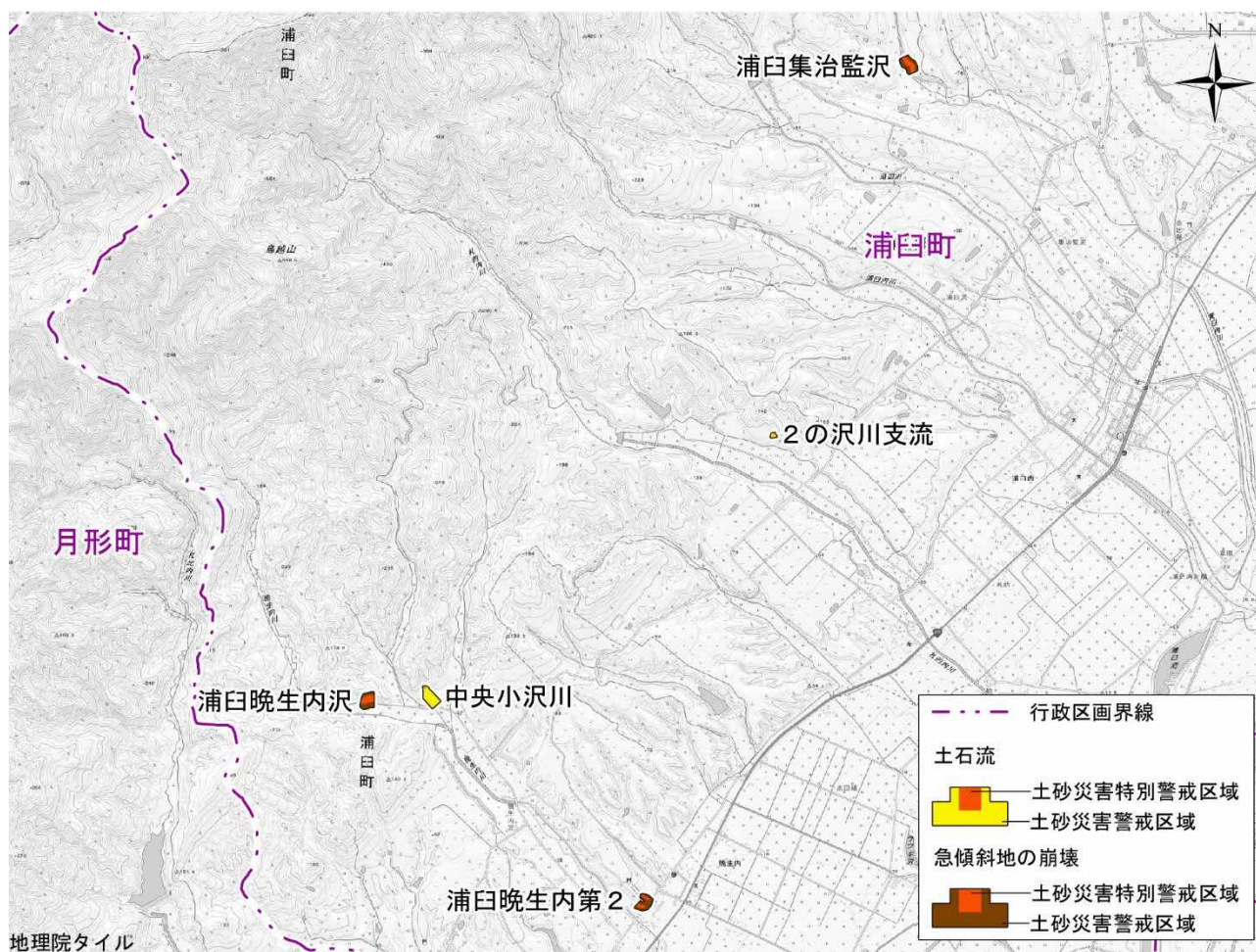
1 土石流

番号	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	字ウラウスナイ	2の沢川支流	II-05-2320	令和2年12月25日	○	○
2	字晩生内	中央小沢川	II-05-2330	令和2年12月25日	○	○

2 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	字晩生内	浦臼晩生内沢	II-0-288-288	令和2年12月25日	○	○
2	字晩生内	浦臼晩生内第2	II-0-289-289	令和2年12月25日	○	○
3	字黄臼内／字於札内	浦臼集治監沢	II-0-290-290	令和2年12月25日	○	○

3 土砂災害（特別）警戒区域位置図



資料4-3 山地災害危険地区

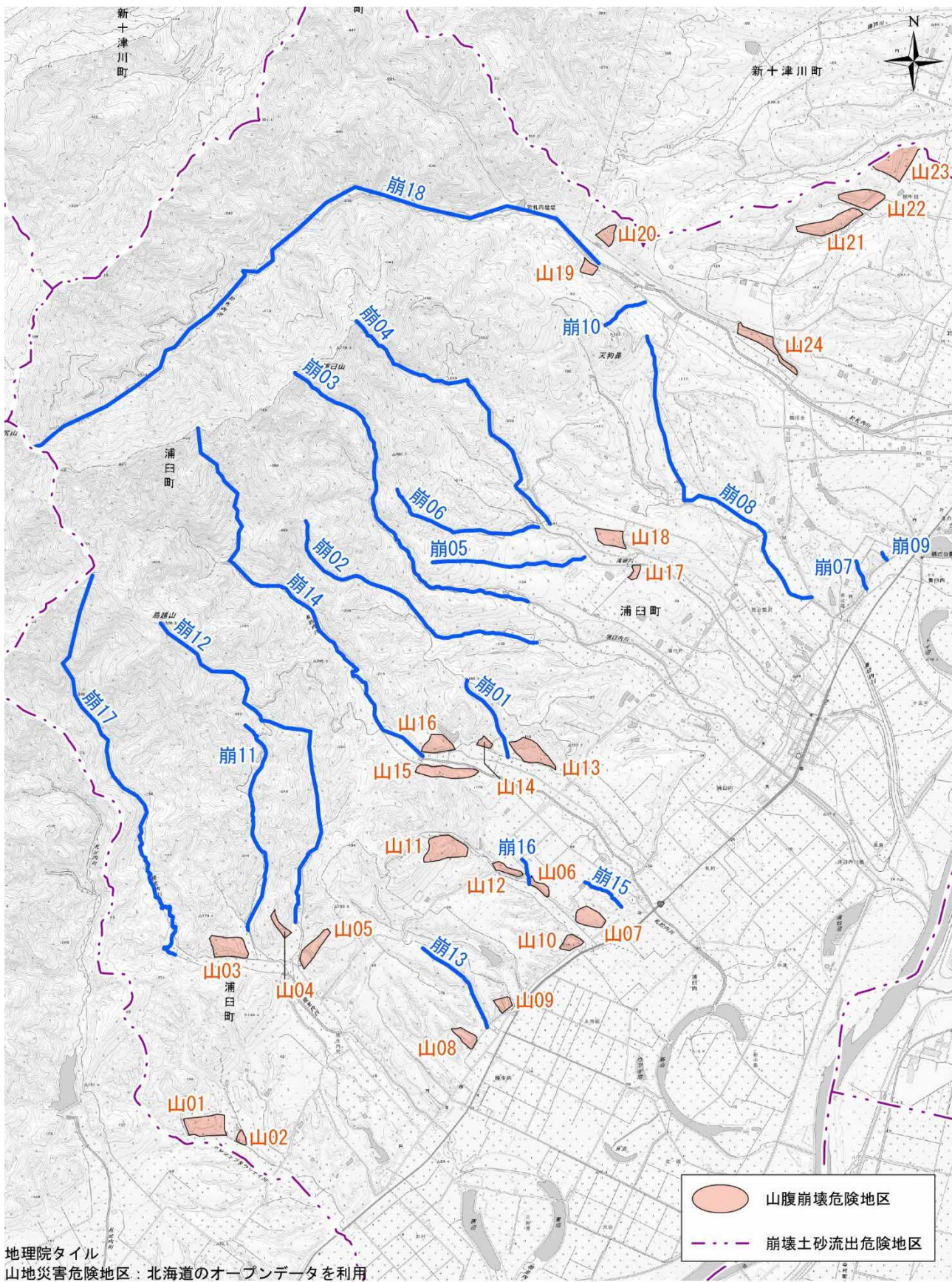
1 山腹崩壊危険地区一覧

整理番号	字	箇所番号
山01	晩生内	431-431-0001
山02	晩生内	431-431-0002
山03	晩生内	431-431-0003
山04	晩生内	431-431-0004
山05	晩生内	431-431-0005
山06	札的	431-431-0006
山07	札的	431-431-0007
山08	晩生内	431-431-0008
山09	晩生内	431-431-0009
山10	札的	431-431-0010
山11	札的	431-431-0011
山12	札的	431-431-0012
山13	札的	431-431-0013
山14	札的	431-431-0014
山15	札的	431-431-0015
山16	札的	431-431-0016
山17	浦臼内	431-431-0017
山18	浦臼内	431-431-0018
山19	於札内	431-431-0019
山20	於札内	431-431-0020
山21	於札内	431-431-0021
山22	於札内	431-431-0022
山23	於札内	431-431-0023
山24	晩生内	431-431-0024

2 崩壊土砂流出危険地区一覧

整理番号	字	箇所番号
崩01	浦臼町	431-431-0001
崩02	浦臼内	431-431-0002
崩03	浦臼内	431-431-0003
崩04	浦臼内集治藍沢	431-431-0004
崩05	浦臼内	431-431-0005
崩06	浦臼内	431-431-0006
崩07	黄臼内	431-431-0007
崩08	黄臼内	431-431-0008
崩09	黄臼内	431-431-0009
崩10	於札内	431-431-0010
崩11	晩生内	431-431-0011
崩12	晩生内	431-431-0012
崩13	晩生内	431-431-0013
崩14	札の内	431-431-0014
崩15	札の内	431-431-0015
崩16	札の内	431-431-0016
崩17	晩生内	431-431-5001
崩18	473	431-431-5002

3 山地災害危険地区位置図



資料4-4 危険物取扱所等

危険物取扱者名又は 危険物貯蔵施設名	取扱地 又は貯蔵地	貯蔵取扱危険物			指定数量 の倍数	貯蔵所等の 区分
		種別	品名	数量 (ℓ)		
ピンネ農業協同組合 浦臼支所	浦臼内 172-6	第4類	第1石油類	19,774	98.9	給油取扱所
			第2石油類	9,600	9.6	
			第3石油類	1,800	0.9	
宮野商事	キナウスナイ 188-417	第4類	第1石油類	13,000	65.0	給油取扱所
			第2石油類	37,000	37.0	
			第3石油類	2,000	1.0	
			第2石油類	3,700	3.7	移動タンク 貯蔵所
			第2石油類	4,000	4.0	
休養村センター	キナウスナイ 188-30	第4類	第3石油類	10,000	5.0	地下タンク 貯蔵所
マルフク尾花	ウラウスナイ 172-49	第4類	第2石油類	3,600	3.6	移動タンク 貯蔵所
浦臼排水機場	黄臼内 196-497	第4類	第3石油類	18,000	9.0	地下タンク 貯蔵所
開発局下徳富 第2排水機場	於札内 278-6	第4類	第3石油類	30,000	15.0	地下タンク 貯蔵所
オーエヌ・ワークス	ウラウスナイ 183-404	第4類	第1石油類	160	0.4	屋内貯蔵所
			第2石油類	1,644	1.64	
特別養護老人ホーム ゆうあいの郷	キナウスナイ 188-70	第4類	第3石油類	4,000	2.0	地下タンク 貯蔵所
米穀乾燥調整 貯蔵穀殻処理施設	於札内 226-1	第4類	第2石油類	10,000	10.0	地下タンク 貯蔵所

5 避難関連施設

資料5-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所

1 指定緊急避難場所・指定避難所

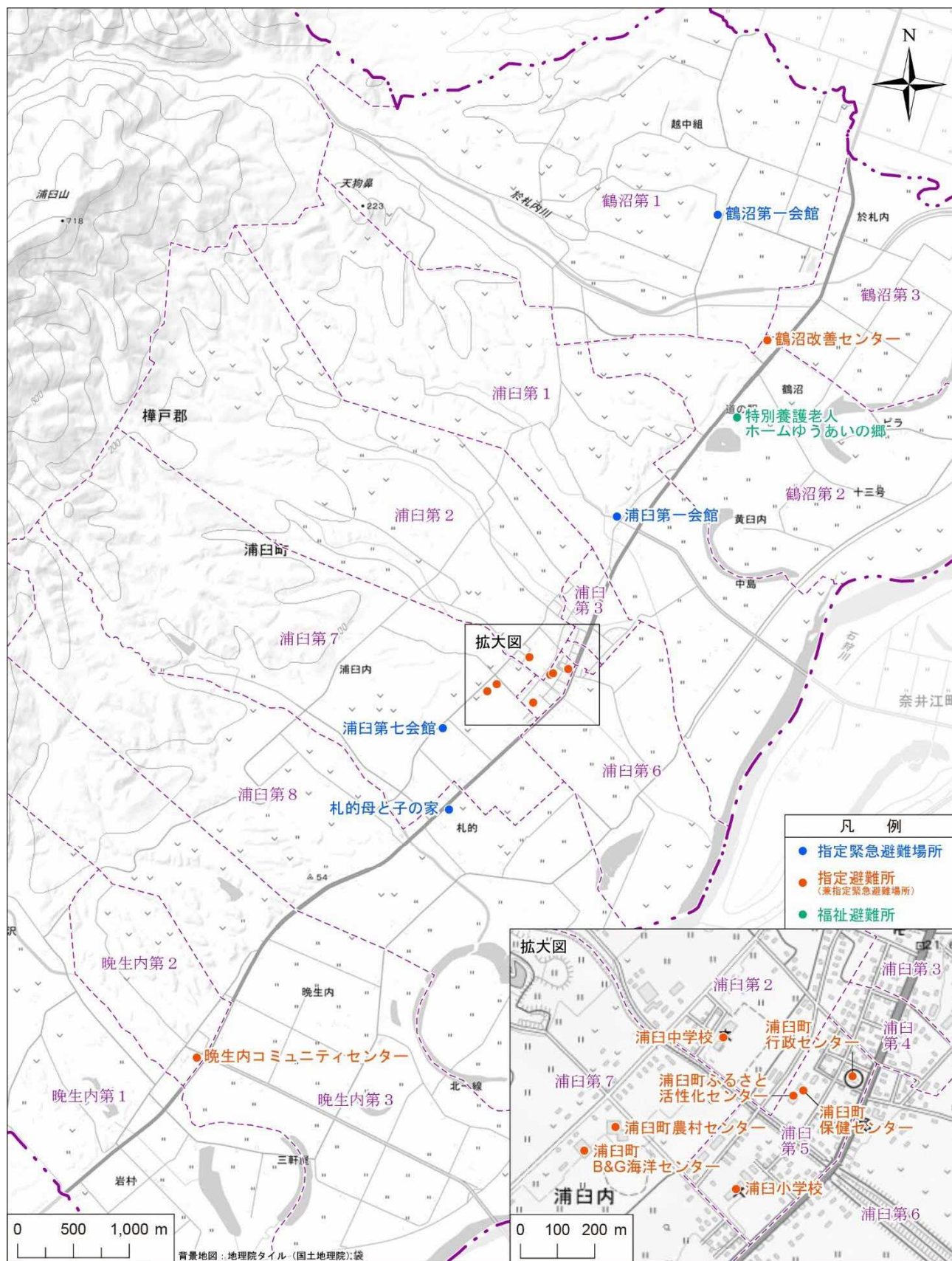
地区名	指定緊急 避難場所	指定 避難所	名称	所在地	災害対応種別		
					洪水	土砂 災害	地震
鶴沼	○	○	鶴沼改善センター	鶴沼第2	○	○	○
	○	×	鶴沼第一会館	鶴沼第1	○	○	×
浦臼	○	×	浦臼第一会館	浦臼第1	×	○	×
	○	○	浦臼町行政センター（浦臼町役場）	浦臼第5	△	○	○
	○	×	札的母と子の家	浦臼第8	○	○	×
	○	×	浦臼第七会館	浦臼第7	○	○	×
	○	○	浦臼小学校	浦臼第5	△	○	○
	○	○	浦臼中学校	浦臼第2	○	○	○
	○	○	浦臼町農村センター	浦臼第7	○	○	○
	○	○	浦臼町B&G海洋センター	浦臼第7	○	○	○
	○	○	浦臼町ふるさと活性化センター	浦臼第5	△	○	○
	○	○	浦臼町保健センター	浦臼第5	×	○	○
晩生内	○	○	晩生内コミュニティセンター	晩生内第2	○	○	○

※ △がついている避難場所では、洪水の際は2階以上への避難が必要

2 福祉避難所

名称	所在地
特別養護老人ホームゆうあいの郷	鶴沼第2

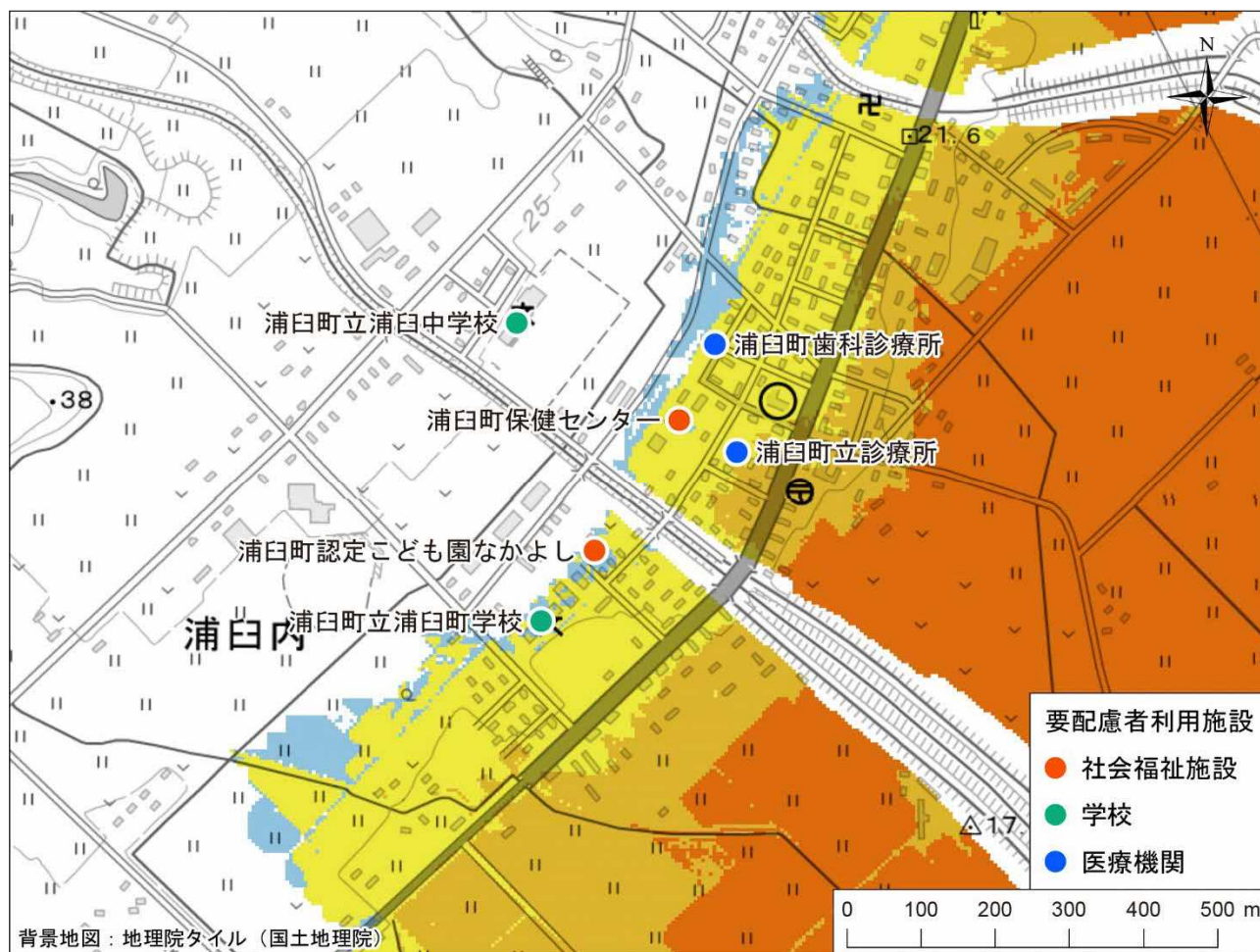
3 位置図



資料5-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(令和4年1月現在)

種別	名称	所在地	電話	FAX
社会福祉施設	浦臼町保健センター	ウラウシナイ183-27	0125-69-2100	0125-68-2289
	浦臼町認定こども園なかよし	浦臼内183-355	0125-74-5750	0125-74-5765
学校	浦臼町立浦臼小学校	ウラウシナイ183-4	0125-68-2163	0125-68-2183
医療施設	浦臼町立診療所	ウラウシナイ183-181	0125-68-2101	0125-67-3876
	浦臼町歯科診療所	浦臼内183-466	0125-68-2207	



6 輸送・医療等

資料6-1 ヘリコプターの離着陸可能地

(令和4年1月現在)

防災 ヘリ	ドクターヘリ		名称	管理者	電話 番号	路面	緯度	経度
		共通 番号						
○	○	EG40	旧鶴沼小学校	浦臼町	68-2111	グラウンド	43°27'18.81"	141°50'21.55"
○	○	EG41	浦臼小学校	浦臼町	68-2163	グラウンド	43°25'39.61"	141°48'53.51"
○	○	EG42	浦臼中学校	浦臼町	68-2574	グラウンド	43°25'50.74"	141°48'51.81"
○	○	EG43	浦臼ふるさと 運動公園	教育委員会	68-2166	グラウンド	43°25'41.08"	141°48'40.93"
○	○	EG44	晩生内 ワークセンター	浦臼町	68-2111	グラウンド	43°23'55.94"	141°46'36.76"
	○	EG45	浦臼 ライスセンター	浦臼町	68-2111	アスファルト	43°27'42.27"	141°50'43.74"
	○	EG46	浦臼町 除雪センター	浦臼町	68-2111	砂利	43°25'00.00"	141°48'01.71"

※緯度経度（世界測地）

資料6-2 町内の医療機関

(令和3年4月現在)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
浦臼町立診療所	浦臼町字ウラウシナイ183-181	0125-68-2101	内科、消化器内科、小児科、皮膚科
浦臼町歯科診療所	浦臼町字浦臼内183-466	0125-68-2207	歯科

資料 6-3 火葬施設

(令和 4 年 1 月現在)

名称	所在地	電話番号	処理能力
吉野斎苑	砂川市北吉野町315-1	0125-52-2321	火葬炉 4 基

7 条例・規程

資料7-1 浦臼町防災会議条例

(昭和37年12月24日条例第21号)

改正 昭和40年5月31日条例第13号
昭和51年4月30日条例第10号
昭和53年9月26日条例第15号
昭和61年9月30日条例第17号
平成12年3月24日条例第17号
平成23年12月13日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき浦臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浦臼町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 浦臼町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 消防組合支署の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定地方公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (9) その他、防災に関する学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は30名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月22日から施行する。

附 則（昭和40年5月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月24日条例第17号抄）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7-2 浦臼町防災会議運営規程

(昭和51年 4 月 15 日訓令第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 浦臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び浦臼町防災会議条例（昭和37年浦臼町条例第21号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である浦臼町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(委員の異動報告)

第 5 条 浦臼町防災会議条例（昭和37年浦臼町条例第21号）第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号の委員が異動等により変更のあつた場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 27 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

資料 7-3 浦臼町防災会議情報連絡部規程

(昭和51年4月15日訓令第6号)
改正 昭和55年3月21日訓令第2号
昭和58年9月10日訓令第12号

(目的)

第1条 浦臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の決定に基づき、防災会議情報連絡部（以下「連絡部」という。）を設け、災害時の応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関相互間の緊密な連絡を図ることを目的とする。

(連絡部の任務)

第2条 連絡部は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 関係機関相互間の情報の交換及び連絡を図ること。

(連絡部の組織)

第3条 連絡部の部長は、防災会議の幹事である浦臼町総務課長をもつてあて、部員は、関係機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもつて組織する。

(連絡部の招集等)

第4条 連絡部は、会長が招集する。

2 部員は、会長が定める期間浦臼町役場連絡部に勤務するものとする。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、連絡部の活動等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年6月15日から適用する。

附 則（昭和58年9月10日訓令第12号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和58年6月16日から適用する。

資料 7-4 浦臼町災害対策本部条例

(昭和38年3月31日条例第7号)
改正 平成元年10月2日条例第31号
平成23年12月13日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき浦臼町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し部職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故ある時はその職務を代理する。
3 災害対策本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置く事ができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は本部長が指名する。
3 部に部長を置き本部長の指名する本部員がこれに当たる。
4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月25日から施行する。

附 則（平成元年10月2日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 7-5 浦臼町災害対策本部運営規程

(昭和51年4月15日訓令第4号)
改正 昭和55年3月21日訓令第3号
昭和58年9月10日訓令第13号
平成元年10月2日訓令第11号
平成14年12月18日訓令第9号
平成16年11月8日訓令第17号
平成19年3月27日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、浦臼町災害対策本部条例（昭和38年浦臼町条例第7号）第4条の規定に基づき浦臼町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副町長をもつてあてる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の者をもつてあてる。

- (1) 町長部局の課長
- (2) 教育委員会事務局の次長
- (3) 農業委員会事務局の局長

(対策部及び対策班)

第4条 本部には次の対策部を置き、各部にそれぞれ班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策部を設置しないことができる。

- 2 部長は、町長部局の課長及び教育委員会事務局の次長並びに農業委員会の局長、班長は、町長部局の課長補佐及び主幹並びに技術長、教育委員会事務局の主幹及び係長、農業委員会の係長をもつてあてる。
- 3 班に属すべき職員は部長の属する課（事務局）の職員及び本部長の指名する職員をもつてあてる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し、災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議しその推進にあたる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課庶務係において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年6月15日から適用する。

附 則（昭和58年9月10日訓令第13号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和58年6月16日から適用する。

附 則（平成元年10月2日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成14年12月18日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月8日訓令第17号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

8 要領・要綱等

資料8-1 浦臼町災害備蓄品整備計画

浦臼町災害備蓄品整備計画 令和3年4月 改訂版

★策定の基本的な考え方★

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることから、町民は、常日頃から、被災直後に必要な物資を備えておくことが必要です。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想され、本町としては、自助・共助を基本として、食糧、生活必需品、災害応急対策に必要な資機材を備蓄していきます。

(1) 備蓄物資交付対象者

「浦臼町耐震改修」に基づき、震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方、200人とします。

a 浦臼町における耐震性が不十分と思われる戸建て住宅 212戸

b 浦臼町における耐震性が不十分と思われる民間共同住宅 0戸

c 耐震性が不十分と思われる住宅 a + b 212戸

d 倒壊率

阪神・淡路大地震 倒壊家屋の統計（完成年次別滅失民間住宅 神戸市資料）1985年（昭和60年）以前に建設された民間住宅の滅失倒壊率が約26%

全壊までもいかないが避難を余儀なくされる方も想定して安全率4%を加味する。

e 浦臼町の平均世帯人数（2.2人）

f 備蓄物資交付対象者 $c \times d \times e$ $212戸 \times 30\% \times 2.2人 = 140人$

g 要援護者交付対象者 44名（うち乳幼児30名）

要援護者（高齢者・乳幼児）をもつ世帯180世帯、219人（うち乳幼児30名）

なお、175名の要援護者は、fの交付対象者に一部属する。

【※要援護者数については、令和3年12月7日現在 要援護者台帳リストより】

合計219名 $\div$ 220名

(2) 備品品目

家屋が全壊、焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、必要不可欠な食糧、生活必需品、資機材等を備蓄します。

(3) 備蓄目標

食糧及び生活必需品は、備蓄物資交付対象者数は200人を基本とします。

※上記の考え方に基づき、備蓄品の購入については重点的に具体化するものであり、備蓄整備に係る計画期間は、別紙に定めるものとする。

I. 備蓄品目

1. 食料

食料については200人の食料供給対象人口に対し1日3食分（600食）を3日分を目標に、以下のとおり備蓄を行うこととします。

(1) 粉ミルク

〈0～9か月児 10名 3日間〉

$200\text{ml} \times 5\text{回} = 1,000\text{ml}$ ← 1日の必要量

1さじ2.6gで20ml作れる。

1回200mlなので、10さじ26g必要。

1日5回なので、50さじ130g必要 ← 1人分の必要量

↓

10名分で、500さじ1,300g必要

3日分だと、1,500さじ3,900g必要

1缶850g入り $3,900\text{g} \div 850\text{g} = 4.6\text{缶}$ → 5缶

資料8-2 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。
 - ア 速報
被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。
 - イ 中間報告
被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
 - ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。
- (3) その他の報告
災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は 振興局・市町村名 等)			受 信 機 関 (総合振興局又は振 興局・市町村名等)	
発 信 担 当 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
(1) 災害対策 本部等の設置状 況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助 法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊の 派遣の 状況					
	(5) その他の 措置の 状況					
	(6) 応急対 策出動 人員	(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況	
		市町村職員		名		
		消防職員		名		
		消防団員		名		
その他(住民等)			名			
	計		名			
その他	(今後の見通し等)					

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

										月 日 時現在				
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因							
災害発生場所														
発信	機関（市町村）名						受信	機関（市町村）名						
	職・氏名							職・氏名						
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分			
項 目				件数等	被害金額（千円）		項 目				件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死 者	人			※ 個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河 川	箇所				
	行方不明	人							海 岸	箇所				
	重 傷	人							砂防設備	箇所				
	軽 傷	人							地すべり	箇所				
	計	人							急傾斜地	箇所				
				道 路	箇所									
				橋 梁	箇所									
② 住家被害	全 壊	棟			小 計	箇所				市町村工事	河 川	箇所		
		世帯						道 路	箇所					
		人						橋 梁	箇所					
	半 壊	棟				小 計		箇所						
		世帯						港 湾	箇所					
		人						漁 港	箇所					
	一部破損	棟						下 水 道	箇所					
		世帯						公 園	箇所					
		人					崖くずれ	箇所						
	床上浸水	棟					計	箇所						
		世帯					⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻				
		人				破 損			隻					
	棟				計	隻								
	床下浸水	棟						漁港施設	箇所					
		世帯						共同利用施設	箇所					
人						その他施設	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟				漁具（網）	件						
		その他	棟				水産製品	件						
	半壊	公共建物	棟				その他	件						
		その他	棟				計							
	計	公共建物	棟											
	その他	棟												
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha			⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所				
			浸冠水	ha					治山施設	箇所				
		畑	流出・埋没等	ha					林 道	箇所				
			浸冠水	ha					林 産 物	箇所				
	農作物	田	ha			そ の 他			箇所					
		畑	ha			小 計			箇所					
	農業用施設	箇所				一般民有林		林 地	箇所					
	共同利用施設	箇所						治山施設	箇所					
	営農施設	箇所						林 道	箇所					
	畜産被害	箇所						林 産 物	箇所					
	その他	箇所						そ の 他	箇所					
	計					小 計		箇所						
						計	箇所							

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話		回線	—		
	計	件		電 気		戸	—		
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高 校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯	危 険 物		件			
り災者数			人	そ の 他		件			
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害・事故名											
総合振興局又は振興局											
項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）				
①人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河 川	箇所				
	行方不明	人				海 岸	箇所				
	重 傷	人				砂防設備	箇所				
	軽 傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
			道 路			箇所					
②住家被害	全 壊	棟			小 計	橋 梁	箇所				
		世帯									
		人									
	半 壊	棟			市町村工事	河 川	箇所				
		世帯		道 路		箇所					
		人		橋 梁		箇所					
	一部破損	棟		小 計	箇所						
		世帯		港 湾	箇所						
		人		漁 港	箇所						
	床上浸水	棟		下 水 道	箇所						
		世帯		公 園	箇所						
		人		崖くずれ	箇所						
	床下浸水	棟		計	箇所						
		世帯									
		人									
計	棟		⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻					
	世帯				破 損	隻					
	人				計	隻					
③非住家被害	全壊	公共建物		棟		漁港施設	箇所				
		その他		棟		共同利用施設	箇所				
	半壊	公共建物		棟		その他施設	箇所				
		その他		棟		漁具（網）	件				
	計	公共建物		棟		水産製品	件				
	その他	棟			その他	件					
④農業被害	農地	田		流出・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林 地	箇所		
			浸冠水	ha							
		畑	流出・埋没等	ha	治山施設			箇所			
			浸冠水	ha	林 道			箇所			
	農作物	田	ha	林 産 物	箇所						
		畑	ha	そ の 他	箇所						
	農業用施設	箇所		小 計	箇所						
	共同利用施設	箇所		一般民有林	林 地		箇所				
	営農施設	箇所			治山施設		箇所				
	畜産被害	箇所			林 道		箇所				
	その他	箇所			林 産 物	箇所					
					そ の 他	箇所					
	小 計	箇所									
	計			計	箇所						

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話		回線	—		
	計	件		電 気		戸	—		
⑩ 公立文教施設	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高 校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつにしている実際の生活単位、寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判定基準
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料8-3 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

〔改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月7日消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

（3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

（4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（1）様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

（2）画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

（1）都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

（2）都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

（3）都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

（4）市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

（5）上記（1）から（4）にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準
 - 次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
 - ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

（1）火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

（3）救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

（4）災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

（5）その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	全 焼 棟 } 計 棟 焼 損 半 焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼ や 棟 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。
また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分				
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)				
消防覚知方法		気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()						
施設の概要	危険物施設の 区 分						
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
		そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
(例)
 - ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
 - ・ 避難指示の発令状況
 - ・ 避難所の設置状況
 - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
 - ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害
発 生 場 所	
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分) 覚 知 方 法
事 故 等 の 概 要	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人 負傷者等 人 (人) { 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)
救助活動の要否	
要救護者数(見込)	救 助 人 員
消防・救急・救助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組、消防法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者 人	重傷 人	住家被害	全壊 棟	床上浸水 棟
		うち 災害関連死者 人			半壊 棟	床下浸水 棟
		不明 人	軽傷 人		一部破損 棟	未分類 棟
119番通報の件数						
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)		
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				
	自衛隊派遣要請の状況					
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策					

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。
 （確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		分		被害	区	分	被害	被害	被害	都道府県
災害名 ・ 報告番号	災害名	田	流失・埋没	ha			公立	文教施設	千円			等の設置状況
		冠水	ha				農林水産業施設	千円				
		冠水	ha				公共土木施設	千円				
報告者名	学	冠水	ha				その他の公共施設	千円				市町村
	病	学	冠水	ha			小	計	千円			
	道	道	冠水	ha			公共施設被害市町村数	団体				
区	橋	橋	りょう	川			農	業被害	千円			被害救助法適用市町村名
	河	河	りょう	川			林	業被害	千円			
	港	港	りょう	川			畜産被害	千円				
人的被害	死	死	りょう	川			水産被害	千円				計
	うち災害関連死者	うち災害関連死者	りょう	川			商工被害	千円				
	行方不明者	行方不明者	りょう	川			その他	千円				
負傷者	重傷	重傷	りょう	川			被害総額	千円				団体
	軽傷	軽傷	りょう	川			被害総額	千円				
	全壊	全壊	りょう	川			被害総額	千円				
住家被害	半壊	半壊	りょう	川			被害総額	千円				119番通報件数
	一部破損	一部破損	りょう	川			被害総額	千円				
	床上浸水	床上浸水	りょう	川			被害総額	千円				
非住家被害	床上浸水	床上浸水	りょう	川			被害総額	千円				その他
	床上浸水	床上浸水	りょう	川			被害総額	千円				
	床上浸水	床上浸水	りょう	川			被害総額	千円				
公共建築物その他	公共建築物	公共建築物	りょう	川			被害総額	千円				その他
	公共建築物	公共建築物	りょう	川			被害総額	千円				
	公共建築物	公共建築物	りょう	川			被害総額	千円				

※1 被害額は省略することができるものとする。
※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料8-4 避難情報の発令基準

1 避難情報の発令の考え方

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 - 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 - 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 洪水予報河川における避難情報の発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、石狩川の奈井江大橋水位観測所及び月形水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 避難判断水位 奈井江大橋水位観測所 19.70m 月形水位観測所 15.30m 2 指定河川洪水予報により、石狩川の奈井江大橋水位観測所及び月形水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	鶴沼地区 浦臼地区 晩生内地区
【警戒レベル4】 避難指示	1 指定河川洪水予報により、石狩川の奈井江大橋水位観測所及び月形水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 氾濫危険水位 奈井江大橋水位観測所 20.00m 月形水位観測所 15.60m 2 石狩川の奈井江大橋水位観測所及び月形水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、石狩川の奈井江大橋水位観測所及び月形水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 氾濫開始水位 奈井江大橋水位観測所 20.74m 月形水位観測所 未設定 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 石狩川の奈井江大橋水位観測所及び月形水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 氾濫開始水位 奈井江大橋水位観測所 20.74m 月形水位観測所 未設定 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）	

3 その他河川等における避難情報の発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 町に洪水警報が発表され、対象河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 【対象河川：札の内川、浦臼内川、黄臼内川、於札内川、滝田川】 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	町内を流れる河川の周辺地域を対象とするが、各種情報から適宜判断する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 町に洪水警報が発表され、対象河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 【対象河川：札の内川、浦臼内川、黄臼内川、於札内川、滝田川】 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認) 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	

4 土砂災害における避難情報の発令基準

(1) 発令基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 夜間から明け方に強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	・ 北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 事前通行規制等により、避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	・ 土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (災害発生を確認) 2 土砂災害が発生した場合	・ 土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した札幌管区气象台、北海道等との間で相互に情報交換する。
 - ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、气象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
 - ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等によって自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
 - ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）。
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

(2) 避難情報の発令を判断するための情報

ア ポータルサイト

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報 北海道土砂災害警戒情報システム (https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/) ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。 ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。	
【土砂災害危険度の表示】更新間隔10分 極めて危険（濃い紫）－実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過 非常に危険（うす紫）－2時間後までの予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過 警戒（赤）－実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過 注意（黄）－実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル2相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過	
③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。 ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。	
○大雨警報（土砂災害）の危険度分布 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/) 2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したもの。	
【危険度の表示】更新間隔10分 極めて危険（濃い紫）－実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過 非常に危険（うす紫）－2時間後までの予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過 警戒（赤）－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過 注意（黄）－実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル2相当情報〔土砂災害〕】判断基準超過	

イ 特別警報・警報・予報並びに情報等

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨 注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/
大雨 警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨 特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	気象庁	1 km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
土砂災害危険度情報	北海道	1 km及び5 kmメッシュごとの土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》 https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同発表	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/ 《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/

5 地震における避難情報の発令基準

避難指示	- 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが切迫しているとき。 - 地震被害により家屋の損壊や倒壊が発生するとともに、ライフライン、道路の被災によって、その地域が孤立し、復旧に時間を要することが見込まれる地域に発令するもの
------	--

※大規模火災以外の避難においては、緊急性を要しないことから、避難広報として、避難場所の開設情報を伝達するものとする。

資料8-5 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等		国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等		国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）		道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等		国 その都度決定する。 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等		〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等		国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路		道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	道、市町村	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等		道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）		1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地		1カ所 0万円以上	5/10（通常）、 8/10、 9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設		〃	6.5/10（通常）、 9/10、 10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道		〃	5/10 ～6.5/10（通常） 7.5/10 ～10/10（高率後）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他		〃	2/10
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
(続き) 土地改良法	(続き) 農業用施設	(続き) 開発局	事業完了 地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	〃 ・1カ所 概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき	(続き) 土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅		毎年国から示される	2/5 ～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く）、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		〃	1/2 または 1/3
障害者総合 支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		〃	〃
	障害者支援施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	障害者支援施設		〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等		〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
(続き) 児童福祉法	(続き) 児童福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
	助産施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
	児童厚生施設	市町村（指定都市及び中核市を除く）社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円（町村は1,000千円） ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円（町村は500千円）	1/2 ～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	1 / 2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2 / 3
	2) 都市排水路		都市排水路内の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し、及び処分する事業とする		1 / 2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		〃

9 協定

資料 9-1 各種協定

浦臼町締結 — 自治体間等相互応援協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
災害協力	中空知地域救急医療相互応援協定書	中空知地区自治体、中空知地区医師会・歯科医師会、北海道薬剤師会空知支部	S62年6月2日
	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22年5月27日
	災害時の応援に関する協定	北海道町村会長	H26年3月28日
	大規模災害時における友好交流町の互支援協定書	高知県本山町	H26年6月6日
	大規模災害時等の連携に関する協定書	陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊	H26年10月9日
	中空知5市5町防災に関する協定	中空知5市5町（芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）	H28年7月5日
	中空知5市5町防災に関する協定実施細目	中空知5市5町（芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）	H28年7月5日

浦臼町締結 — 民間団体との協力協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
食料品・物資供給	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング（株）	H20年6月11日
	『道の駅（つるぬま）』における協働事業に関する細目協定書	北海道開発局、北海道コカ・コーラボトリング（株）	H21年1月21日
	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書	ピンネ農業協同組合	H21年2月26日
	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書	浦臼町商工会	H21年3月4日
輸送資	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する浦臼町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書	札幌地区トラック協会岩見沢支部	H26年8月7日
災害応急・復旧措置	公共施設における災害時の協力体制に関する協定書	浦臼町建設業協会	H20年3月31日
	災害発生時における浦臼町と浦臼町内郵便局の協力に関する協定	浦臼町内郵便局	H26年3月31日
	災害等の発生時における浦臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22年6月17日
	災害等における支援に関する協定	宮坂建設工業（株）	H24年7月31日
	災害等における支援に関する協定	伊藤組土建（株）	H26年8月7日
	避難行動要支援者への避難支援の協力に関する協定書	（福）浦臼町社会福祉協議会	H26年4月1日
	福祉避難所の指定に関する協定	（福）揺籃会	H27年12月1日
	災害時における燃料の供給等に関する協定書	空知地方石油業協同組合	H31年3月18日
	浦臼町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	（福）浦臼町社会福祉協議会	R3年7月1日

北海道締結 — 自治体間等相互応援協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
協力災害	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道市長会、北海道町村会	H27年3月31日
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目	北海道市長会、北海道町村会	H27年3月31日

北海道締結 — 民間団体との協力協定

種別	協定名	協定先	協定締結日
食料品・物資供給	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) セブン・イレブン・ジャパン	H20年 7 月24日
	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) イトーヨーカ堂	H20年 7 月24日
	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) サークルKサンクス	H20年11月27日
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	サントリーフーズ (株)	H20年12月18日
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目	サントリーフーズ (株)	H20年12月18日
	災害救助用米穀等引渡協定書	農林水産省北海道農政事務所長	H18年10月 3 日
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道 (株)	H22年 1 月20日
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目	イオン北海道 (株)	H22年 1 月20日
	覚書	イオン北海道 (株)	H22年 1 月20日
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック (株)	H23年 3 月23日
	災害時における物資の供給等防災に関する協定実施細目	ホームック (株)	H23年 3 月23日
	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) ローソン	H20年 2 月21日
	災害時における物資の供給に関する協定書	(特非) コメリ災害対策センター	H26年11月21日
	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) 北海道ファミリーマート	H25年11月22日
燃料	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	北海道石油業協同組合連合会	H23年12月26日
物資等輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	(公社) 北海道トラック協会	H23年10月17日
	災害時等における船舶による輸送等に関する協定書	日本内航海運組合総連合会	H25年 9 月27日
医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 北海道医師会	S 62年12月22日
災害応急・復旧措置	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	(特非) 日本レスキュー協会	H20年 4 月16日
	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) 壺番屋	H20年12月17日
	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) サークルKサンクス	H20年12月17日
	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) セブン・イレブン・ジャパン	H20年12月17日
	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) 北海道ファミリーマート	H20年12月17日
	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) モスフードサービス	H20年12月17日
	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) ローソン	H20年12月17日
	災害時における隊友会の協力に関する協定書	(公社) 隊友会北海道隊友会連合会	H21年 6 月26日
	災害時における隊友会の協力に関する協定書・注釈	(公社) 隊友会北海道隊友会連合会	H21年 6 月26日
	災害時における応急対策業務に関する協定書	(一社) 北海道建設業協会	H25年 3 月25日

その他協定

種別	協定名	協定締結日
情報 安否	日本赤十字社と消防庁との安否情報の収集・提供に係る事務の協力に関する協定	H20年 9 月 1 日
	日本赤十字社と消防庁との安否情報システムの接続に関する協定	H20年 9 月 1 日

1 自治体間等相互応援協定

(1) 災害協力

中空知地域救急医療相互応援協定書

災害に際して応急的に行われる救急医療の相互応援に関し、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町（以下「関係市町」という。）と芦別市医師会、赤平市医師会、滝川市医師会、空知医師会、空知歯科医師会及び道薬剤師会北空知支部（以下「関係医師会」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（救急医療の応援）

第1条 関係市町において、災害に際し行われる救急医療の対応が当該災害発生地在市又は町の体制を超える場合には、関係市町に要請し、関係医師会の応援を求めることができる。

（応援の要請）

- 第2条** 前条の規定による要請は、応援を要請しようとする市長又は町長（以下「要請者」という。）が、応援を得たい医師会の属する区域の市長又は町長（以下「受請者」という。）に対して行うものとする。
- 2 前項の要請を受けた受請者は、直ちに当該医師会に対し、応援の要請を行うものとする。
- 3 要請者は、事態が急迫し、応援を得たい医師会に直接要請した方が効果的と判断したときは前項の規定にかかわらず当該医師会に直接要請することができる。この場合にあつては、受請者に対し、事後速やかに報告しなければならない。
- 4 前各項の要請は、応援活動が円滑に行われるよう災害の状況、被災者の人員及び被災程度並びに応援を得ようとする医師、看護師等の人員及び必要な器具機材等の情報を付して行うものとする。

（医師会の応援）

第3条 前条の規定により、受請者又は要請者から応援を求められた関係医師会は、特別な事情があり求めに応じられない場合を除き、要請に応じるものとする。

（応援者の指揮）

第4条 関係医師会の応援者は、要請者が指定する者の指揮を受け、救急医療に従事するものとする。

（医療の範囲）

第5条 関係医師会の応援者が行う救急医療の範囲は、災害救助法で規定する医療の範囲とする。

（費用の支弁）

- 第6条** 関係医師会の応援者が当該応援に要した費用及び旅費等は、要請者が支弁する。
- 2 前項の費用の範囲及び旅費等の額は、災害救助法に規定する費用の範囲及び額とする。

（損害の補償）

第7条 要請者は、第3条の規定により応援に応じた者が当該業務に従事したため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法に規定する基準により、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

（契約期間）

第8条 この協定の期間は、昭和62年6月2日から昭和63年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに協定者のいずれからもこの協定に何らかの意思表示がなされないときは、この協定は、当該期間満了の日の翌日から1ヵ年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（補則）

第9条 この協定に定めのない事項については、協定者で協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書を16通作成し、協定者署名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和62年6月2日

協定者	別	市	長					
芦	平	市	長	東	田	耕	一	
赤	川	市	長	親	松	貞	義	
滝	川	市	長	吉	岡	清	栄	
砂	志	内	長	中	川	徳	男	
歌	井	江	長	森	永	良	大	
奈	砂	川	長	北	山	英	治	
上	臼	町	長	長	谷	一	夫	
浦	十	川	長	友	成	直	夫	
新	竜	町	長	山	口	外	諭	
雨	市	医	長	田	中	茂	吉	
芦	平	師	長	吉	村		二	
赤	川	会	長	相	馬		寛	
滝	知	会	長	坪	谷		郎	
空	知	会	長	大	西		平	
空	歯	会	長	篠	原		夫	
道	薬	会	長	辻	本		薫	
	剤	空	長					
	師	知	長					
	会	支部						

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、浦臼町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- （1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- （2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- （3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）土木施設等の被害状況の把握
- （2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- （3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び、乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月27日から適用するものとする。

平成22年5月27日

甲 北海道開発局長
乙 浦 臼 町 長

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- （1）法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- （2）災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害
- （3）乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- （1）避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- （2）災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- （3）有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- （4）り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- （5）り災建物判定にかかる現地調査補助
- （6）その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

- 2 この協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙および丁記名押印の上、各自 1 通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年 3 月28日

甲	財務省他起動財務局 北海道財務局長	鈴木 正 俊
乙	北海道 北海道知事	高 橋 はるみ
	北海道市長会 北海道市長会長	田 岡 克 介
丁	北海道町村会 北海道町村会長	寺 島 光一郎

大規模災害時における友好交流町の相互支援協定書

友好交流町提携を結んでいる高知県本山町と北海道浦臼町は、友好交流の精神に基づき、大規模災害が発生した場合における相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両町のいずれかの町域において地震等の大規模災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）に対する支援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 被災町は、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等（以下「必要物資等」という。）の提供等の支援業務（以下「支援業務」という。）を要請することができる。

2 支援業務の要請（以下「支援要請」という。）を行う場合は、被害の状況のほか、派遣を求める人員、職種、業務内容、従事場所等及び必要物資等の品名、数量等を明示するものとする。

3 第1項に規定する職員の派遣は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づくものではないものとする。

（支援業務の実施）

第3条 支援要請を受けた町（以下「支援町」という。）は、被災町から支援要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 支援町は、被災町から支援要請がない場合においても、被災町の初動体制が整備されるまでの間、被害の状況等を把握の上、支援業務を実施することができる。

（指揮）

第4条 支援要請により派遣された職員（以下「支援職員」という。）は、被災町の指揮の下に活動するものとする。

2 前条第2項の規定により支援業務を実施する場合においては、被災町の初動体制が整備されるまでの間、支援町がその責任において支援職員の活動を調整し、指揮することができる。

（経費の負担）

第5条 支援業務に要する経費については、原則として被災町の負担とする。ただし、支援業務が中長期間にわたる場合を除き、支援職員の給与、旅費、その他派遣に要する経費については、支援町の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、支援業務に要する経費の負担に関し必要な事項については、被災の程度及び支援業務の実態等を考慮し、その都度双方協議の上、決定するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 両町長は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（体制の整備）

第7条 両町長は、この協定に基づき支援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両町が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、協定町の長が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月6日

北海道浦臼町長 齊 藤 純 雄

高知県本山町長 今 西 芳 彦

大規模災害時等の連携に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、町民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平素における連携）

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するものとするとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

第3条 防災訓練、会議等への参加

- 1 甲及び乙は、甲又は乙が主催する防災訓練、防災会議等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練の実施を効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

第4条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙の応急対策活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

- 1 大規模災害の発生が予想される場合の対応
 - ア 甲は、大規模災害の発生が予想され、自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、じ後の見通し等を乙に連絡するものとする。
 - イ 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の共有を図るため、必要に応じ、浦臼町役場に連絡幹部を派遣するものとする。
- 2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応
 - ア 甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請が出来ない場合においては、口頭又は電話等を用いる等、時宜に適した手段をもって要請するものとする。
 - イ 乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により、甲の要請を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした応急対策活動を開始する。また、自主的に連絡幹部を浦臼町役場に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携の下に災害応急対策活動を実施するよう努める。
- 3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、必要な地積等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

（災害応急対策活動における連携）

第6条 乙が実施する災害応急対策活動

災害派遣時の乙の実施する災害応急対策活動は、被災者の生命・身体を守るための活動を最優先で実施するものとする。

第7条 災害応急対策活動実施間の調整

甲及び乙は、災害応急対策活動実施間、継続的に派遣の規模・内容等について継続的に調整するものとする。

第8条 費用弁償等

- 1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

- 2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。
- (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用等
 - (2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用
- 3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 協議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

第10条 有効期間

この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月9日

甲 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
浦臼町長 斉 藤 純 雄

乙 滝川氏泉町236番地
陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊
連 隊 長 佐々木 裕 治

中空知5市5町防災に関する協定

中空知5市5町（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町。以下「構成市町」という。）は、防災に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、構成市町が相互に協力することにより、平常時における災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、構成市町住民の生活を支える事を目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 構成市町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し若しくは相互に協力するものとする。

- （1）地域防災計画その他各構成市町が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供
- （2）各構成市町が実施する防災訓練への協力参加
- （3）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- （4）構成市町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- （5）構成市町の備蓄状況及び連絡窓口などの情報共有並びに定期的情報交換の実施
- （6）広域的な対応が必要となる事項の調整及び調査研究
- （7）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第3条 構成市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、この協定書に定めるところにより、他の構成市町に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合など、真にやむを得ない事情が有る場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供又はあっ旋
- （4）被災者への緊急避難場所又は一時宿泊施設の提供及びあっ旋
- （5）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第5条 被災市町が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、要配慮者の有無、世帯数及び人数
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援の期間
- （7）その他必要な事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）第4条第1号から第4号に掲げる応援経費については、原則として被災市町の負担とする。
- （2）第4条第5号に掲げる応援の経費については、応援市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 構成市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書10通を作成し、構成市町長が署名の上、各1通を保有する。

平成28年7月5日

芦別市長	今野 宏
赤平市長	菊島 美孝
滝川市長	前田 康吉
砂川市長	善岡 雅文
歌志内市長	村上 隆興
奈井江町長	北 良治
上砂川町長	奥山 光一
浦臼町長	斉藤 純雄
新十津川町長	熊田 義信
雨竜町長	西野 尚志

中空知5市5町防災に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、中空知5市5町防災に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第2条 協定第4条第5号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は被災市町の負担とする。

(損害賠償)

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償責任を負う。

(経費の負担方法)

第4条 協定第7条第1号の規定により、被災市町が負担すべき経費については、応援市町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あつ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りでない。

2 応援市町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災市町に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

3 前項に定める請求は、応援市町の長の名による請求書により、関係書類を添付して、被災市町長に請求する。

4 前2項の規定により難いときは、応援市町及び被災市町が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食料等を携行するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定第8条第1項の規定による連絡担当部局を定めたときは、該当部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・ファクシミリ番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(その他)

第7条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書10通を作成し、構成市町長が署名の上、各1通を保有する。

平成28年7月5日

芦別市長 今野 宏

赤平市長 菊島 美孝

滝川市長 前田 康吉

砂川市長 善岡 雅文

歌志内市長 村上 隆興

奈井江町長 北 良治

上砂川町長 奥山 光一

浦 臼 町 長	斉 藤 純 雄
新十津川町長	熊 田 義 信
雨 竜 町 長	西 野 尚 志

2 民間団体との協力協定

(1) 食料品・物資供給

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的・協働事業)

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合等の緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

(情報提供に関する事項)

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

(商品提供に関する事項)

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

(災害対応型自動販売機の設置施設)

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

(連絡先)

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名称	電話番号
浦臼町 総務課（代表）	0125-68-2111

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
滝川営業所（代表）	0125-22-4158
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年6月11日

甲 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
浦 臼 町 長 岸 泰 夫

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角 野 中 原

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示（浦臼町）

設 置 施 設 名	所 在 地
浦臼町役場（1階ロビー）	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15

以 上

ikey受領書

北海道コカ・コーラボトリング株式会社 殿

下記の通り、災害対応型（電光掲示板付き）自動販売機の操作用認証キー（ikey）を受領しました。

記

ID	グループ名	備考
Pikey1458	浦臼町	パワーユーザー
Pikey1459	浦臼町	パワーユーザー

2008年6月11日

自治体名 浦臼町

部 署 名 総務課

住 所 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15

電話番号（内線） 0125-68-2111（211）

受 領 者 川畑 智昭

㊞

以上

『道の駅（つるぬま）』における協働事業に関する細目協定書

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部長 川村 和幸（以下「甲」という。）、北海道コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長 角野 中原（以下「乙」という。）、浦臼町長 岸 泰夫（以下「丙」という。）は、「道の駅（つるぬま）」における協働事業の実施に関して、平成19年9月28日に締結した「協働事業の実施に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第3条第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、基本協定書第2条に掲げる協働事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協働事業）

第2条 甲、乙及び丙は、「道の駅（つるぬま）」に設置した乙所有のネットワークに接続されたメッセージボード付自動販売機（以下「自販機」という。）を通して、次に掲げる事項に該当する事業【おしらせ道ねっと】（以下「協働事業」という。）を協働して実施する。

- （1）行政情報、地域情報、道路情報等の提供（以下「情報提供」という。）に関する事
- （2）非常時における自販機内在庫の商品の無償提供（以下「商品提供」という。）に関する事

（情報提供に関する事項）

第3条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施に必要な情報、資料等（以下「資料等」という。）を無償で提供するものとする。

- 2 丙は、自販機のメッセージボードに掲示する情報の管理を行うものとし、乙は、自販機のメッセージボードの運営・保全及びそれに伴う費用、通信費を負担するものとする。
- 3 丙は、甲及び乙から受けた情報及び丙が所有する情報を基本協定書第1条に示す目的に照らし合わせるとともに、状況等を考慮した上で有効な情報と判断されるものを、自販機のメッセージボードにて提供するものとする。
- 4 丙は、甲又は乙から緊急性を有する情報の提供を受けた場合には、速やかに対応するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項に規定する丙の対応が不可能な場合において、自販機のメッセージボード及び情報を運営・管理することができるものとする。
- 6 情報の提供・停止等の管理責任は、自販機のメッセージボードに掲示した者に帰するものとする。
- 7 その他、情報提供に関する細部事項については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（商品提供に関する事項）

第4条 乙は非常時の認定及び商品提供の実行権限を丙に委任するものとする。丙がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等により、その旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書を乙に提出するものとする。

- 2 商品提供の終了時期については、乙及び丙が協議して決定する。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施に当たって知り得た全ての情報（乙の営業上の秘密を含む。）をその目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- （1）開示又は知得の際、既に公知・公用となっている場合
- （2）開示又は知得の際、自己が所有していた場合
- （3）開示又は知得の際、開示又は知得について相手方の了解を得ている場合
- 2 前項に定める義務は、本協定の有効期間満了後も存続するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日までに、甲、乙及び丙のいずれからか本協定の改廃等に関する申出がないときは、同一の内容で1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲、乙及び丙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、本協定を解除することができる。

- （1）正当な理由なく協働事業に協力しない場合
- （2）本協定の履行に関し、不正又は不当な行為があった場合
- （3）本協定に違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、解除することについてやむを得ない事情がある場合

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙において記名捺印の上、甲、乙及び丙各1通を保有するものとする。

平成21年1月21日

甲 国土交通省 北海道開発局
札幌開発建設部長 川村 和幸

乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角野 中原

丙 浦臼町長 岸 泰夫

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）とピンネ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浦臼町の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲と乙とが相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、生活必需品物資（以下「物資」という。）等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした文書（様式1-1、様式1-2）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）協力を必要とする物資、数量
- （3）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資の優先供給について可能な限り積極的に協力するものとする。

2 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙、又は乙の指定する者に対して、運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が所有する食料品及び生活必需品とする。

（費用の負担等）

第5条 供給した物資の費用並びに乙及び乙の指定した者が行った運搬に係る経費、その他物資供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。ただし、物資等の価格については、災害発生時直前の適正価格をもって乙は、甲に請求するものとする。

（未使用物品の引取）

第6条 前条の規定により甲が供給を受けた物資のうち未使用のものについては、甲の求めにより当該物資を供給価格で乙に返品するものとする。ただし、供給後において当該物資の価格が著しく低下したものや使用期限又は消費期限等の経過した物品については、この限りでない。

（情報の収集・提供）

第7条 甲は乙に対し、被害の大きさ、被災状況、被災者、避難場所、不足物資、生活物資の適正価格等の状況をできる限り提供するものとし、乙がこれらの情報を収集したときは、できる限り甲に提供するものとする。

（物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し生活物資の高騰等防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう努めるものとし、甲は、それに協力するものとする。ただし、流通過程にて高騰した場合は、この限りでない。

（法令等の遵守）

第9条 この協定の締結及び履行にあたり、農業協同組合法等関係法令を遵守するものとする。

（連絡責任者）

第10条 協力要請等、この協定に基づく事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は次のとおり連絡責任者を定め、文書（様式2-1、様式2-2）により相互に通知するものとする。

- （1）甲の連絡責任者は、災害対策本部長（町長）が定めるものとする。
- （2）乙の連絡責任者は、代表理事組合長が定めるものとする。

（効力）

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する、ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前まで

に相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は、本協定を1年間自動更新し、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年2月26日

浦臼町字ウラウスナイ183番地15
甲 浦臼町
浦臼町長 岸 泰 夫

新十津川町字中央6番地29
乙 ピンネ農業協同組合
代表理事組合長 宮 本 英 靖

様式 1-1

生活必需物資提供に関する協力要請書

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書第 2 条の規定に基づき、別紙物資の提供を要請します。

平成 年 月 日

ピンネ農業協同組合
代表理事組合長

様

浦臼町災害対策本部
本部長 浦臼町長

印

記

災害の状況	
協力を要請する事由	
物資の提供希望時期	1, 可能な限り速やかに 2, 平成 年 月 日 午前・午後 時頃までに 3, その他 ()
提供物資の使用場所	1, 災害対策本部 (行政センター) 2, 避難所 () 3, その他 ()
運搬の協力要請	上記使用場所への運搬を 要請する ・ 要請しない
業務責任者	浦臼町総務課 (役職) (氏名)

様式2-1 (甲から乙)

連絡責任者報告書

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書第10条の規定に基づき、下記の者を連絡責任者に定めましたので、報告いたします。

平成 年 月 日

ピンネ農業協同組合
代表理事組合長

様

浦臼町災害対策本部
本部長 浦臼町長

印

記

連絡責任者	
-------	--

様式2-1 (乙から甲)

連絡責任者報告書

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書第10条の規定に基づき、下記の者を連絡責任者に定めましたので、報告いたします。

平成 年 月 日

浦臼町災害対策本部
本部長 浦臼町長

様

ピンネ農業協同組合
代表理事組合長

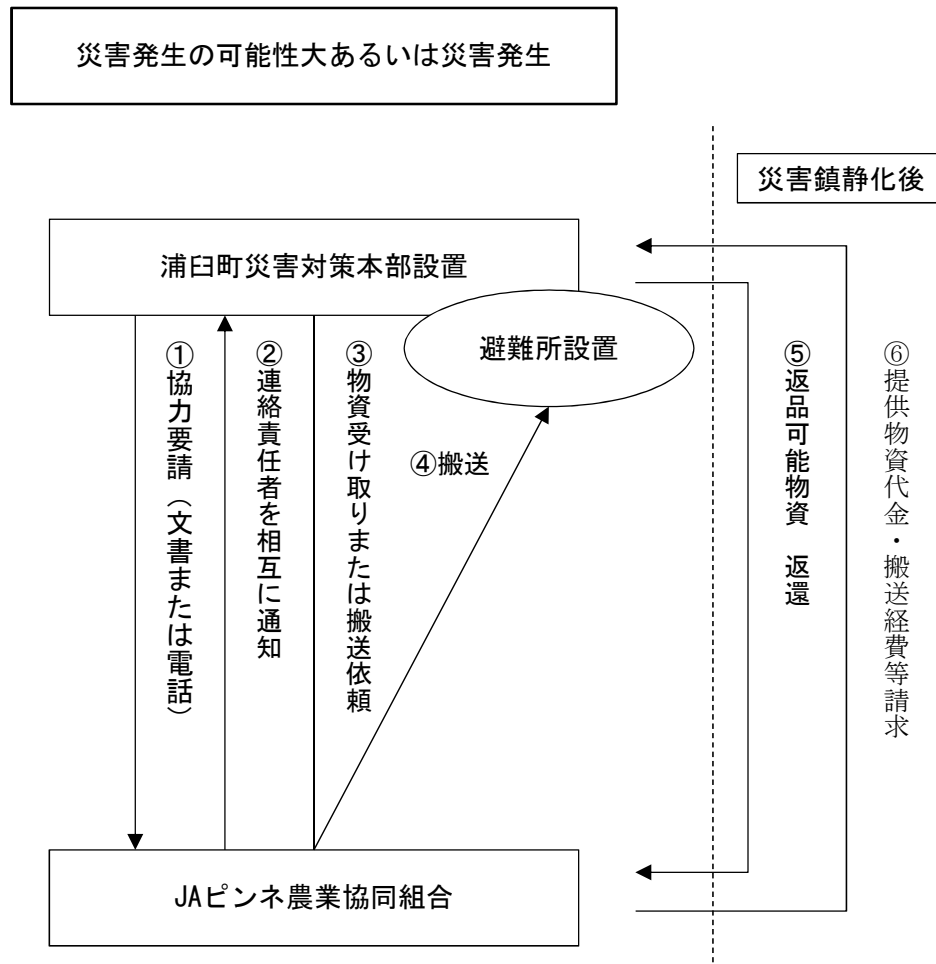
印

記

連 絡 責 任 者	(役職) (氏名)
-----------	-----------

(参考資料)

生活必需物資の調達に関するフロー図



想定される提供依頼品目

- (1) 食料品（米、パン、レトルト食品、缶詰等）
- (2) 寝具（毛布、布団等）
- (3) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服、下着類、靴下等）
- (4) 身の回り品（タオル、靴、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉、ティッシュ等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭、灯油、ガソリン、軽油等）

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と浦臼町商工会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浦臼町の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲と乙とが相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、生活必需品物資（以下「物資」という。）等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした文書（様式1-1、様式1-2）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）協力を必要とする物資、数量
- （3）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資の優先供給について可能な限り積極的に協力するものとする。

2 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙、又は乙の指定する者に対して、運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が所有する食料品及び生活必需品とする。

（費用の負担等）

第5条 供給した物資の費用並びに乙及び乙の指定した者が行った運搬に係る経費、その他物資供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。ただし、物資等の価格については、災害発生時直前の適正価格をもって乙は、甲に請求するものとする。

（未使用物品の引取）

第6条 前条の規定により甲が供給を受けた物資のうち未使用のものについては、甲の求めにより当該物資を供給価格で乙に返品するものとする。ただし、供給後において当該物資の価格が著しく低下したものや使用期限又は消費期限等の経過した物品については、この限りでない。

（情報の収集・提供）

第7条 甲は乙に対し、被害の大きさ、被災状況、被災者、避難場所、不足物資、生活物資の適正価格等の状況をできる限り提供するものとし、乙がこれらの情報を収集したときは、できる限り甲に提供するものとする。

（物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し生活物資の高騰等防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう努めるものとし、甲は、それに協力するものとする。ただし、流通過程にて高騰した場合は、この限りでない。

（法令等の遵守）

第9条 この協定の締結及び履行にあたり、関係法令を遵守するものとする。

（連絡責任者）

第10条 協力要請等、この協定に基づく事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は次のとおり連絡責任者を定め、文書（様式2-1、様式2-2）により相互に通知するものとする。

- （1）甲の連絡責任者は、災害対策本部長（町長）が定めるものとする。
- （2）乙の連絡責任者は、会長が定めるものとする。

（効力）

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する、ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前まで

に相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は、本協定を1年間自動更新し、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月4日

浦臼町字ウラウスナイ183番地15
甲 浦臼町
浦臼町長 岸 泰 夫

浦臼町字ウラウシナイ183番地145
乙 浦臼町商工会
会 長 木 内 稔

様式 1-1

生活必需物資提供に関する協力要請書

災害時等における生活必需物資等の調達に関する協定書第 2 条の規定に基づき、別紙物資の提供を要請します。

平成 年 月 日

浦臼町商工会
会長

様

浦臼町災害対策本部
本部長 浦臼町長

印

記

災害の状況	
協力を要請する事由	
物資の提供希望時期	1, 可能な限り速やかに 2, 平成 年 月 日 午前・午後 時頃までに 3, その他 ()
提供物資の使用場所	1, 災害対策本部 (行政センター) 2, 避難所 () 3, その他 ()
運搬の協力要請	上記使用場所への運搬を 要請する ・ 要請しない
業務責任者	浦臼町総務課 (役職) (氏名)

様式1-2

提供要請物資一覧票 (ー)

使用場所 ()			
名 称	数 量	単位	備 考

様式2-1 (甲から乙)

連絡責任者報告書

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書第10条の規定に基づき、下記の者を連絡責任者に定めましたので、報告いたします。

平成 年 月 日

浦臼町商工会
会長

様

浦臼町災害対策本部
本部長 浦臼町長

印

記

連 絡 責 任 者	
-----------	--

ただし、上記の職員が異動した場合は、後任となった職員が連絡責任者の職務を引き継ぐものとする。

様式2-1 (乙から甲)

連絡責任者報告書

災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書第10条の規定に基づき、下記の者を連絡責任者に定めましたので、報告いたします。

平成 年 月 日

浦臼町災害対策本部
本部長 浦臼町長

様

浦臼町商工会
会長

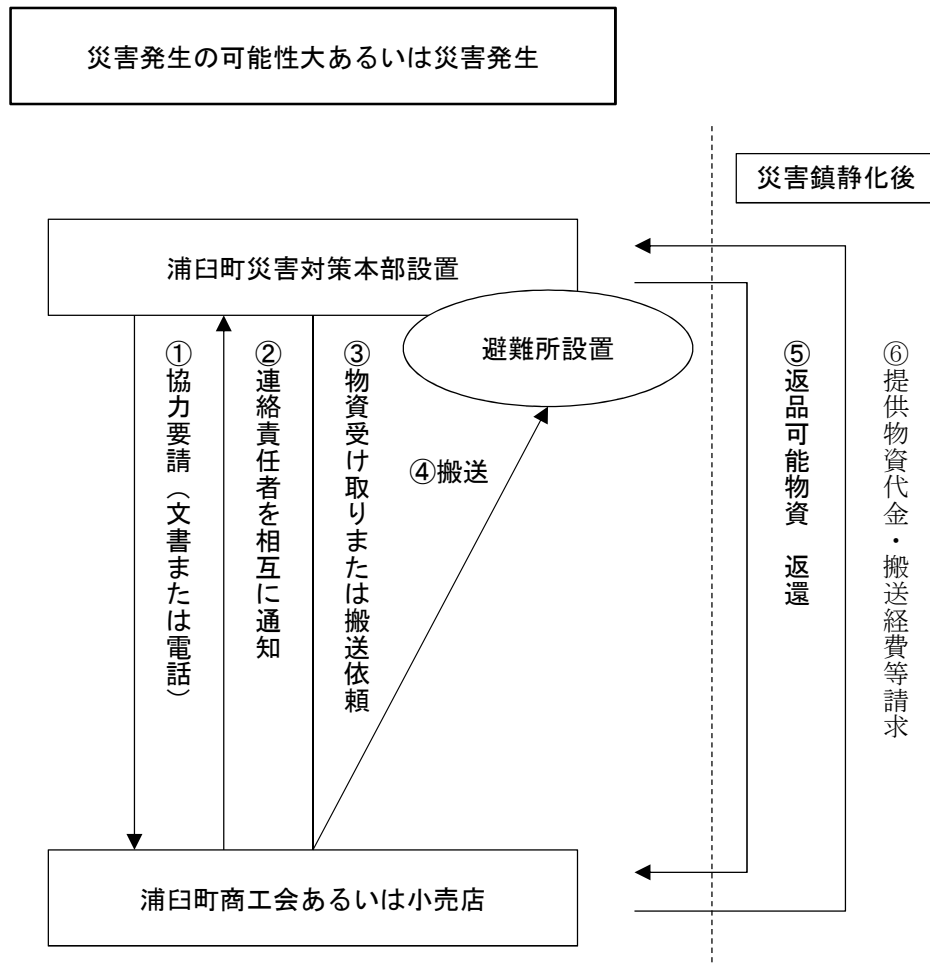
印

記

連 絡 責 任 者	(役職) (氏名)
-----------	-----------

ただし、上記の職員が異動した場合は、後任となった職員が連絡責任者の職務を引き継ぐものとする。

(参考資料)

生活必需物資の調達に関するフロー図

想定される提供依頼品目

- (1) 食料品 (米、パン、レトルト食品、缶詰等)
- (2) 寝具 (毛布、布団等)
- (3) 衣料品 (作業衣、婦人服、子供服、下着類、靴下等)
- (4) 身の回り品 (タオル、靴、サンダル等)
- (5) 炊事器具 (鍋、炊飯器、包丁等)
- (6) 食器 (茶わん、皿、はし等)
- (7) 日用雑貨 (石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉、ティッシュ等)
- (8) 光熱材料 (マッチ、ローソク、固形燃料、木炭、灯油、ガソリン、軽油等)

(2) 物資輸送

災害時における貨物自動車輸送の協力に関する浦臼町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と、札幌地区トラック協会岩見沢支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浦臼町内に地震、豪雪、暴風、その他異常な自然現象または大規模な火事、爆発、その他の大規模な事故により災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、食料、生活雑貨、医薬品及び防災資器材等の物資（以下「物資等」という。）の輸送について、甲が乙に自動車運送（以下「輸送」という。）の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、「浦臼町災害対策本部」を設置し、災害時の物資用輸送車両が不足するときまたは必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の要請手続は、浦臼町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭または電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、災害時における貨物自動車輸送の緊急救援輸送要請書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び要請物資
- (4) 派遣場所の担当部局の名称と担当者名
- (5) その他必要事項

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、札幌地区トラック協会岩見沢支部管内に事業所を有する加盟運送事業者間の調整を行い、最も効率的な輸送が可能な運送事業者（以下「受託事業者」という。）を決定して甲に通知するものとする。

（輸送業務）

第5条 受託事業者は、本部長の指揮に従い、町役場、物資供給地点、災害時医療拠点病院及び災害時に協定している食料品等物資の供給企業から各一般避難場所等への物資等の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭または電話等をもって甲に報告するものとし、事後、災害時における貨物自動車輸送の緊急救援輸送の実績報告書（様式2）を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離数
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第7条 輸送の協力を要した経費は、甲の負担とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、受託事業者の輸送活動実績を集計し甲に対して一括請求するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条に基づき経費の支払い請求があった場合は、浦臼町の規定に基づき速やかに乙に支払うものとする。

（運賃等）

第10条 甲が使用した車両にかかる運賃または料金は、受託事業者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき、国土交通大臣に届け出ている額による。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時における円滑な輸送協力が図られるよう、広域応援態勢及び情報受電達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲にあっては浦臼町総務課長、乙にあっては札幌地区トラック協会岩見沢支部長とする。

(情報の提供)

第13条 乙は、輸送諸活動中に覚知した災害被害状況を積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗)

第14条 甲は、必要に応じて、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができる。

(要請の特例)

第15条 甲は、緊急を要する輸送を行う必要が生じた場合において、休日、夜間その他やむを得ない事情により、乙と連絡が取れない場合は、第2条の規定にかかわらず、第4条に掲げる事業者に直接要請できるものとする。

(通知)

第16条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、一般避難場所等防災関係資料の修正の都度、乙に通知するものとする。

2 定期的な協議の場は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

(協定の円滑化)

第17条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次により相互の連携を図るものとする。

(1) 甲は、協定が円滑に行われるよう、主催する防災訓練に乙の参加を要請するものとする。

(2) 乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行われるよう積極的に参加するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方またはいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(雑則)

第19条 この協定の実施に関し、必要な細部手続きは、双方協議して定めるものとする。

第20条 この協定は、平成26年8月7日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し当事者記名のうえ各1通保有する。

平成26年8月7日

甲 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
浦 白 町
代表者 浦臼町長 齊 藤 純 雄

乙 岩見沢市大和2条8丁目1-11
札幌地区トラック協会岩見沢支部
代表者 支 部 長 工 藤 修 二

(様式1)
平成 年 月 日

災害時における貨物自動車輸送の緊急救援輸送要請書

札幌地区トラック協会
岩見沢支部長 工藤 修二 様

浦臼町災害対策本部長

災害時における貨物自動車輸送の協力に関する浦臼町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

連 絡 先	
連 絡 日 時	平成 年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 車 両 台 数 (内 訳)	
要 請 期 間	平成 年 月 日 () 日
輸 送 物 資	
輸 送 経 路	
派 遣 場 所	担当部局名 : 担 当 者 名 :
そ の 他	

(様式2)

平成 年 月 日

災害時における貨物自動車輸送の緊急救援輸送の実績報告書

浦臼町災害対策本部長 殿

札幌地区トラック協会
岩見沢支部長 工 藤 修 二 様

災害時における貨物自動車輸送の協力に関する浦臼町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

従 事 車 両 (内 訳)	
従 事 者	
従 事 日 数 距 離	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日 km
備 考	

(3) 災害応急・復旧措置

公共施設における災害時の協力体制に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と浦臼町建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害、事故が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において浦臼町地域防災計画に基づき、甲が所管する公共施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築共有
- (2) 協力実施体制の構築
- (3) 施設の被害状況の把握に係る業務
- (4) 災害応急対策に係る業務
- (5) その他必要と認める業務

（災害応急対策業務の内容）

第3条 前条第4号に規定する災害応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (3) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (4) 甲が管理する道路、河川等の施設の機能の確保等緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (5) 緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- (6) 住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
- (7) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、第2条各号の業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 災害応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 3月31日

甲	浦 臼 町 長	山 本 要 ⑩
乙	浦臼町建設業協会 会 長	今 田 幸 男 ⑩

災害発生時における浦臼町と浦臼町内郵便局の協力に関する協定

北海道浦臼町（以下「甲」という。）と浦臼町内郵便局（以下「乙」という。）は、浦臼町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、浦臼町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 浦臼町総務課長
- 乙 浦臼郵便局長

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成26年 3 月 31 日

- 甲 住所 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地15
浦臼町
代表 浦臼町長 齋 藤 純 雄
- 乙 住所 樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地53
浦臼町内郵便局（浦臼郵便局、晩生内郵便局、鶴沼郵便局）
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐 藤 恭 市

災害等の発生時における浦臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

浦臼町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、浦臼町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対応事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所へのLPガス供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する浦臼町災害対策本部会議、浦臼町国民保護対策本部会議若しくは浦臼町緊急対処事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用は（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（緊急用LPガス等の供給）

第10条 甲の要請によるLPガス等の供給は、平成22年6月17日締結の「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書（浦臼町及び社団法人北海道エルピーガス協会空知支部）」に準じて行うものとする。

（防災意識の向上等）

第11条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加する等、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年6月17日

甲 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
浦 臼 町 長 岸 泰 夫

乙 岩見沢市7条東1丁目
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長 三品 優次
災害対策現地本部長 松 葉 孝 文

北海道エルピーガス災害対策統括本部 本 部 長: 小山 秀 昭 副 本 部 長: 川 浦 彰、上 田 勝 敏 鍋 谷 信 勝、中 瀬 清 山 田 文 雄、長 谷 川 豊 阿 波 嘉 克、浜 田 昇 災害対策委員: _____ 広報・連絡担当者: _____ 電 話: 011-812-6412 携 帯: 080-1863-3689 F A X: 011-842-1586		◎北海道経済部資源エネルギー課 担当者: _____ 電 話: 011-231-4111 (内線) 26182、26184 直 通: 011-204-5320 F A X: 011-222-5975	
		◎振興局 指導保安係 担当者: 干 場 信 也 電 話: 0126-20-0062 (直通) F A X: 0126-25-9712 携帯等: _____ 電 話: _____	
		◎地元行政等災害対策本部 担当者: 中 田 帶 刀 電 話: 0125-68-2111 電 話: _____ 電 話: _____ 電 話: _____	
		◎地元警察本部 担当者: _____ 電 話: 0125-54-0110 電 話: _____ 電 話: _____	
		◎地元本部消防署 担当者: _____ 電 話: 0125-54-2196 電 話: _____ 電 話: _____	
北海道エルピーガス災害対策現地本部 本 部 長: 三 品 優 次 電話 (会社): 0125-23-4101 F A X (会社): 0125-24-8505 電話 (携帯): 090-5078-0082 副 本 部 長: 坂 東 浩 電話 (会社): 0126-62-1122 F A X (会社): 0126-64-2322 電話 (携帯): 090-8705-3767 副 本 部 長: 北 澤 治 雄 電話 (会社): 0126-22-0389 F A X (会社): 0126-22-0396 電話 (携帯): 090-7362-7339 副 本 部 長: 北 島 教 史 電話 (会社): 0123-83-2517 F A X (会社): 0123-83-2517 電話 (携帯): 090-3392-3817 副 本 部 長: 松 葉 孝 文 電話 (会社): 0125-76-2266 F A X (会社): 0125-76-3953 電話 (携帯): _____ 広報・連絡担当者: 加 藤 昭 義 電話 (会社): 0164-23-3321 F A X (会社): 0164-22-3636 電話 (携帯): 090-3393-5943 災害対策委員: 米 川 義 彦 電話 (会社): 0126-22-0193 F A X (会社): 0126-25-2673 電話 (携帯): 090-3393-5943 事 務 局: 佐 藤 俊 市 電話 (会社): 0126-22-4496 F A X (会社): 0126-22-4434 電話 (携帯): 090-1528-2125		◎協力団体等 担当者: _____ 電 話: _____ F A X: _____ 担当者: _____ 電 話: _____ F A X: _____ 担当者: _____ 電 話: _____ F A X: _____ 担当者: _____ 電 話: _____ F A X: _____ 担当者: _____ 電 話: _____ F A X: _____	
		◎報道関係 電 話: _____ F A X: _____ 電 話: _____ F A X: _____ 電 話: _____ F A X: _____ 電 話: _____ F A X: _____	
充填工場 分会又は会員		◎近隣協会支部 石狩支部 電 話: 011-812-6414 F A X: 011-821-2818 電話 (携帯): _____ 上川支部 電 話: 0166-46-3220 F A X: 0166-46-3213 電話 (携帯): _____ 留萌支部 電 話: 0164-42-4671 F A X: 0164-46-3213 電話 (携帯): _____	
①分会又は会員名簿を整備して組織の代替とする。 ②事業所から最低1名は応援要員として登録する。 ③充填工場と協力について協定を締結する。 ④災害があった場合は、状況報告を提出する。 その他注意事項 ○ 災害連絡体制は、事業所においても確立しておくこと。 ・就業時間内における体制 ・夜間・休日等の就業時間外における体制 ・交通・連絡網が被災して機能しない場合の体制 ○ 正確に情報管理の体制を構築しておくこと。 ・事業所内における指揮命令系統の責任者及び情報連絡担当者の選任等			

災害等における支援に関する協定

浦臼町長 斉藤純雄（以下「甲」という。）と宮坂建設工業株式会社 代表取締役社長 宮坂寿文（以下「乙」という。）とは、浦臼町が管轄する区域において、自然災害等で発生した災害（以下「災害等」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管轄する区域において、災害等が発生した場合、若しくはそのおそれがある場合の緊急活動に必要な建設機械、車両、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減、被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図に示す区域とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、災害等が発生し、若しくはそのおそれがある場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2 前項において、甲から乙に出動要請する場合の連絡責任者を、乙は予め定め甲に通知するものとする。

3 乙は、要請を受けた場合、被害状況及び要請事項を把握し、直ちに必要な建設資機材等の確保を図り、実施体制を整備するものとする。

4 乙は、出動要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定めるものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、前条第1項により乙に出動要請したときは、随意契約を締結するものとする。

（業務の指示及び着手）

第5条 甲は、第3条第4項で定めた現場責任者に対し、具体的な業務内容を指示するものとし、現場責任者はその指示に従うものとする。

2 現場責任者は、前項の指示に基づき業務に着手したときは、電話等の方法により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

3 現場責任者は、業務中に臨機の措置を講ずる必要が生じた場合は、直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従いその措置を速やかに講ずるものとする。

（業務の完了及び実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を、速やかに書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第4条により締結した契約に基づき請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第4条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、予め災害時に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲が確保出来る建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施にともない甲、乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に甲からの要請があった場合は、原則参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成24年8月1日から平成25年7月31日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定が1年間延長継続されるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不相当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第17条 この協定の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年7月31日

甲 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
浦臼町長 齊 藤 純 雄 印

乙 北海道帯広市西4条南8丁目12番地
宮坂建設工業株式会社
代表取締役社長 宮 坂 寿 文 印

別図(第2条関連)



災害等における支援に関する協定

浦臼町長 斉藤純雄（以下「甲」という。）と伊藤組土建株式会社 取締役社長 津司 武（以下「乙」という。）とは、浦臼町が管轄する区域において、自然災害等で発生した災害（以下「災害等」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管轄する区域において、災害等が発生した場合、若しくはそのおそれがある場合の緊急活動に必要な建設機械、車両、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減、被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図に示す区域とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、災害等が発生し、若しくはそのおそれがある場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2 前項において、甲から乙に出動要請する場合の連絡責任者を、乙は予め定め甲に通知するものとする。

3 乙は、要請を受けた場合、被害状況及び要請事項を把握し、直ちに必要な建設資機材等の確保を図り、実施体制を整備するものとする。

4 乙は、出動要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定めるものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、前条第1項により乙に出動要請したときは、随意契約を締結するものとする。

（業務の指示及び着手）

第5条 甲は、第3条第4項で定めた現場責任者に対し、具体的な業務内容を指示するものとし、現場責任者はその指示に従うものとする。

2 現場責任者は、前項の指示に基づき業務に着手したときは、電話等の方法により直ちに甲にその旨を報告するものとする。

3 現場責任者は、業務中に臨機の措置を講ずる必要が生じた場合は、直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従いその措置を速やかに講ずるものとする。

（業務の完了及び実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を、速やかに書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第4条により締結した契約に基づき請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第4条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、予め災害時に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲が確保出来る建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（業務の特例）

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施にともない甲、乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に甲からの要請があった場合は、原則参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、平成24年8月7日から平成25年8月6日までとする。ただし、甲乙双方から申し出がない場合は、本協定が1年間延長継続されるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不相当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第17条 この協定の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年8月7日

甲 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
浦臼町長 齊 藤 純 雄 印

乙 北海道帯広市西4条南8丁目12番地
伊藤組土建株式会社
取締役社長 津 司 武 印



避難行動要支援者への避難支援の協力に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）及び社会福祉法人浦臼町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における避難行動要支援者への避難支援の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、浦臼町の区域内に災害が発生し、又は発生が予測され、甲が避難行動要支援者への支援が必要と判断した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者への避難支援について、甲と乙が連携、協力して支援を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 乙は災害時において、甲の要請により、次に掲げる支援活動に努めるものとする。

- （1）避難情報等の伝達
- （2）安否確認
- （3）救出・救護
- （4）避難誘導
- （5）車輛・車椅子等の資材提供

2 乙は、甲からあらかじめ提供される避難行動要支援者対象台帳（以下「対象者台帳」という。）に基づき支援活動を行うものとする。

（情報の安全管理）

第3条 乙は、対象者台帳を施錠できる場所に保管する等、適正に管理するほか、情報の漏えい、滅失又は按損の防止その他安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲より新たな対象者台帳の提供を受けた時には、それ以前の名簿を速やかに甲へ返還しなければならない。

（利用目的及び制限）

第4条 乙は、対象者台帳を避難行動要支援者支援活動のみに利用し、目的以外に使用してはならないものとする。

（守秘義務）

第5条 乙は、避難行動要支援者支援活動により知り得た個人情報を漏らしてはならない。支援活動を行わなくなった後も同様とする。

（本協定に違反した場合の措置）

第6条 乙が、本協定に違反した場合は、甲は、必要に応じて情報の提供を停止することができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の翌日からさらに1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 浦臼町
浦臼町長 斉 藤 純 雄

乙 社会福祉法人浦臼町社会福祉協議会
会 長 小 野 剛

福祉避難所の指定に関する協定

浦臼町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 揺籃会 （以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦臼町内に大規模な地震、風水害およびその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができる、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（福祉避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において乙の管理する施設の一部を福祉避難所として開設する必要があるときは、様式1「福祉避難所開設要請書」をもって要請し、福祉避難所として開設することができる。

（対象者）

第3条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の避難行動要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（受け入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、様式2「要支援者受け入れ要請書」により、当該対象者の受け入れを乙に要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

（指定する施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所 在 地	施 設 名
浦臼町字キナウスナイ188番地70	特別養護老人ホームゆうあいの郷

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとし、これによりがたい場合は、甲が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、本避難所において対象者に対する支援が確保されるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とし、様式3「福祉避難所の設置に要した経費に関する届け出書」により申告するものとする。

2 前項の費用については、災害救助法等関連法令等の定めるところによるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第9条 第4条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、福祉避難所開設から7日以内とする。ただし、やむを得ず、7日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難で延長が必要な場合は、甲、乙協議の上決めるものとする。

2 甲と乙は、協力して福祉避難所の開設中は施設管理のため必要な当直を配置するものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第10条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合、様式4「福祉避難所閉鎖通知書」により乙に通知する。

（受け入れ可能人数の把握）

第11条 甲は、平常時から乙の受け入れ可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がない時は、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定締結を証とするため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
浦臼町長 斉 藤 純 雄

乙 深川市納内町北3番97号
社会福祉法人 揺籃会
理事長 永 倉 尚 郎

様式 1 (第 2 条関係)

福祉避難所開設要請書

年 月 日

様

浦臼町長

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書第 2 条の規定に基づき、福祉避難所の開設等について、下記のとおり要請します。

記

開設期間	年 月 日 () ~ 年 月 日
備 考	

様式 2 (第 4 条関係)

要支援者受け入れ要請書

年 月 日

様

浦臼町長

要支援者の受け入れについて、下記のとおり要請します

記

要支援者等受入要請者名簿

氏 名	生 年 月 日	年齢	性別	住 所
	年 月 日			
連 絡 先	〈心身の状況〉			
〈介護度〉	〈かかりつけの医療機関や服薬等〉			
〈身元引受人〉	〈続柄〉	〈住所〉		〈緊急連絡先〉
浦臼町担当連絡先	課 名	担当者		電話
				FAX

様式3 (第8条関係)

福祉避難所の設置に要した経費に関する届出書

年 月 日

浦臼町長 様

所 在 地

施 設 名

代表者名

印

下記のとおり届出ます。

施設名	
(1) 生活相談員等に要する経費	円
(2) 入所者（要支援者）に要する経費	円
(3) その他設置運営等に要した経費	金 額
項 目	円
	円
	円
	円
小 計	円
合計 (1) + (2) + (3)	円

様式 4 (第10条関係)

福祉避難所指定解除通知書

年 月 日

様

浦臼町長

災害時における福祉避難所の指定を下記のとおり解除します。

記

施設名

解除日 年 月 日

備 考

災害時における燃料の供給等に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と空知地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への燃料の優先給油
- （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への燃料の優先提供
- （3）乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4）乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5）乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6）乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月18日

甲 浦臼町長 齊 藤 純 雄

乙 空知地方石油業協同組合
理 事 長 米 倉 慎 一

(別記第1号様式)

年 月 日

石 油 類 燃 料 の 供 給 等 要 請 書

空知地方石油業協同組合 理事長 様

浦臼町長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び供給を 要請する事由	
供給を必要とする場所 又は地域	
供給を必要とする品目 及び数量	
供給を必要とする車両 又は施設	
協定第1条第1項第4 号から第6号までの救 援	
その他参考となる事項	
連絡先	浦臼町 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

(別記第 2 号様式)

年 月 日

救 援 実 施 報 告 書

浦臼町長 様

空知地方石油業協同組合 理事長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等要請書の文書番号	
供給日時及び供給場所	
供給品目及び供給数量	
供給に係る費用の見込み	
協定第 1 条第 1 項第 4 号から第 6 号までの救援	
その他	
連絡先	空知地方石油業協同組合 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

浦臼町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

浦臼町（以下「甲」という。）と社会福祉法人浦臼町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、浦臼町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦臼町地域防災計画に基づき災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設け場所）

第4条 センターの本部事務所は、甲の指示により浦臼町ふるさと活性化センター（以下「活性化センター」という。）に設置するものとする。ただし、設置が困難な場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 浦臼町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ① 被災状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月1日

甲 浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
浦臼町長 川 畑 智 昭

乙 浦臼町字ウラウシナイ183番地の27
社会福祉法人 浦臼町社会福祉協議会
会 長 小 野 剛

票 領 受 報 情 象 氣

年 月 日		午前 午後	時 分	連絡 電話、電報、無線
発 信 者		受 理 者		印
気 象 情 報 の 種 類		発 表 時 刻	午前 午後	時 分
受 理 事 項				
処 理 方 法				

様式2 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇〇避難所

管理者 確認印	月 日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 備考 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は、「記事」欄に記入すること。
- 2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名及び使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名、収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式3 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

浦臼町

品名		単位				
月 日	摘要	受	払	残	備考	
計						

- 備考 1 「摘要」欄に、購入先、受入先又は払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

様式4 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

浦臼町

避難所 名称	所在地	種別	開設期間	開設日数	実人員	延人員	備考
			月 日から 月 日まで	日間	人	人	
			月 日から 月 日まで	日間	人	人	
計		既存 建物					
		野外 仮設					

- 備考 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
- 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

様式5 公用令書等 (別表第1号～第6号様式)

別表第1号様式

従 事 第 号	公用令書 住所 氏名 災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 令和 年 月 日 処分権者 ㊞
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第2号形式

保 管 第 号				
公用令書				
住所				
氏名				
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
令和 年 月 日				
処分権者				
㊞				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第3号様式

管 理 第 号							
公用令書							
住所							
氏名							
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり管理 収用 を使用する。							
令和 年 月 日							
処分権者							
㊞							
名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第4号様式

変 更 第 号

公用変更令書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる
処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

令和 年 月 日

処分権者

㊞

変更した処分の内容

--

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第5号様式

取 消 第 号

公用取消令書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる
処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

令和 年 月 日

処分権者

㊞

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第6号様式

No.	
防 災 立 入 検 査 票	
所属	
職名	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
令和 年 月 日交付	
浦 臼 町 長	⑩
交付責任者	⑩

6 cm

9 cm

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は年月日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

様式6 自衛隊災害派遣要請の依頼について

別記第1号様式（第1の4関係）

浦 総 庶 号
年 月 日

空知総合振興局長

様

浦臼町長

印

災害派遣の要請の要求について

このことについて、次のとおり
の災害派遣の要請を要求します。

のため緊急措置が必要なので、自衛隊

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請を要求する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣部隊が展開できる場所
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
- 5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

様式7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関 名							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL		FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知		年 月 日 時 分						
	災 害 発 生 日 時		年 月 日 時 分						
	災 害 発 生 場 所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域				希 望 す る 活 動 内 容					
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名								
	特 記 事 項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)						
必 要 と す る 資 機 材			現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況						
			特 記 事 項						
傷 病 者 の 搬 送 先				救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況					
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機関名)		(職・氏名)					
無 線 連 絡 方 法				(周波数)		Hz			
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

様式 8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第 2 号（第 8 条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

様式9 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		FAX		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名				電話		
所在地				FAX		
担当医師名・科名				担当課 氏名		
3 受入病院名				電話		
所在地				FAX		
担当医師名・科名				直通内線番号		
受入病院の了承: ☐ 有 ☐ 無						
4 患者氏名 ふりがな	生年月日	年	月	日	歳	
	体 重	kg	☐ 男	☐ 女	職業	
住 所					感染症: ☐ 無 ☐ 有	
病 名					☐ 入院中 ☐ 外来: 月 日	
経 過					血圧: mmHg	脈拍: 回/分
					呼吸: 回/分	体温: °C
					意識レベル(JCS):	
航空機による搬送 が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他 (主な理由:)					
気圧変化 ☐ 影響無し ☐ 影響有り ()						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:)						
☐ ②その他 (具体的な理由:)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg	☐ 研修医 (理由:)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄:	
医師・看護師の所属病院: ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	☐		kg	☐		
③酸素ボンベ	☐		kg	☐		
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他	
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	☐		kg	☐		
⑧その他	☐		kg	☐		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院:				メモ	
	受入病院:					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式10 救急状況調書

別記第1号様式（第7の2関係）

救急状況調査

浦臼町

取扱者	認識 番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は 傷病者等の特徴	傷病 程度	収容 医療機関名
					男女		死・重 中・軽	病院 医院 診療所

浦臼町

165

様式12 世帯構成員別被害状況

様式1（第5関係）

世帯構成員別被害状況

浦臼町

世帯区分 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）														
流失														
半壊（焼）														
床上浸水														

様式13 物資購入（配分）計画表

様式2（第5関係）

物資購入（配分）計画表

浦臼町

世帯区分			1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円				円				円							
	品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																		

様式14 物資受払簿

様式3（第5関係）

物資受払簿

品名			浦臼町				
年	月	日	摘要	受	払	残	備考

備考 「摘要」欄は、購入先、受入先又は払出先を記入すること。

様式15 物資供給及び受領簿

様式4（第5関係）

物資供給及び受領簿

浦臼町

住家被害程度区分		供給の基礎となった世帯構成員	
----------	--	----------------	--

災害救助用物資として、下記のとおり受領しました。

住 所

世帯主名

印

供給年月日	品名	数量	備考	供給年月日	品名	数量	備考

備考 受払年月日は、その世帯に対し最後に供給された物資の受領年月日とすること。

様式16 応急仮設住宅台帳

別記第1号様式（第4関係）

応急仮設住宅台帳

浦臼町

応急 仮設 住宅 番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 区分	竣工 月日	入居 月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入するところ。
- 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を明らかにすること。
- 「敷地区分」欄には、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

浦臼町

[illegible]

171